

資 料 編

災害危険箇所 一覧

資料 1-1 危険箇所等総括表

区 分	箇 所 数	
土砂災害警戒区域・特別警戒区域 (土 石 流)	5 3	
土砂災害警戒区域・特別警戒区域 (急 傾 斜 地 の 崩 壊)	6 7	
土砂災害警戒区域・特別警戒区域 (地 滑 り)	1 7	
土 砂 崩 壊 危 険 箇 所	7	
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 箇 所	6 9	
土 石 流 危 険 溪 流	6 2	
地すべり危険箇所（県農政部所管）	2	
地すべり危険箇所（県建設部所管）	2 5	
地すべり危険箇所（県林務部所管）	2	
雪 崩 危 険 箇 所 等	5 3	
山地災害危険地区 (県林務部所管)	地すべり危険地区	2
	山腹崩壊危険地区	2 5
	崩壊土砂流出危険地区	1 5
重 要 水 防 区 域	2 2	

注：() 内は、法指定箇所数で内書き。

資料 1-2 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

【土石流】

区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域		
		人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)
白沢川	D31-561-001	8	757,441			73,221	
小見久保	D31-561-002	49	680,151			3,049	
入赤綿沢 1	D31-561-003	81	549,816			16,267	
入赤綿沢 2	D31-561-004	131	1,132,575			24,429	
禽山ノ沢	D31-561-005	60	245,703			3,636	
倉下川 1	D31-561-006	62	481,923			120	
倉下川 2	D31-561-007	60	323,213			23,186	
倉下川 3	D31-561-008	156	960,946			43,231	
倉下川 4	D31-561-009		53,522			653	
丸赤ノ沢	D31-561-010	3	619,032			115	
裏笹川 1	D31-561-012	131	766,774			1,420	
裏笹川 2	D31-561-013	164	1,020,000			37,261	
笹川 1	D31-561-014	298	1,034,974				
笹川 2	D31-561-015	289	982,836			189	
笹川 3	D31-561-016	6	104,823			2,998	
大林ノ沢	D31-561-017	129	394,554		2	25,987	
萩小又ノ沢	D31-561-018	121	443,308			6,020	
吉ノ入沢	D31-561-019	142	230,139			1,571	
町東ノ沢	D31-561-020	203	167,947			99	
榎沢 1	D31-561-021	133	135,809			161	
榎沢 3	D31-561-023	87	55,941		20	7,354	
発咄沢	D31-561-026		11,565			6,086	
横湯川 2	D31-561-027		25,870			480	
横湯川 4	D31-561-029	1	113,389			7,596	
横湯川 5	D31-561-030	11	55,247			853	
旧道ノ沢 3	D31-561-033	298	1,008,604			2,578	
カラホリ	D31-561-036	1	223,420			761	
硯川 3	D31-561-038	1	88,065			190	
天が沢	D31-561-040	10	169,235			1,600	

区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域		
		人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)
角間川 2	D31-561-041	93	147,005		4	1,997	
角間川 3	D31-561-042	55	135,785			708	
三沢川 1	D31-561-043	367	1,303,204			5,759	
三沢川 2	D31-561-044	899	1,445,220			2,601	
三沢川 3	D31-561-045	30	45,460			247	
三沢川 4	D31-561-046	52	482,489			2,230	
寒沢 1	D31-561-047	51	411,782			355	
寒沢 2	D31-561-048	122	869,115		15	42,191	
伊沢川 1	D31-561-050	13	315,851				
伊沢川 3	D31-561-052	4	68,452			17	
小林沢	D-14-561-053		183,859				
焼額山 4 号	D-14-561-054		195,355			1,210	
カクホリ沢	D-14-561-055		123,586			909	
境沢	D-14-561-056		91,714			691	
一の瀬 2 号	D-14-561-057		18,574				
焼額山 6 号	D-14-561-058		124,144			770	
大洞沢 1 号	D-14-561-059		77,405			9,876	
大洞沢 2 号	D-14-561-060		75,614			332	
焼額山 2 号	D-14-561-061		60,416			590	
焼額山 3 号	D-14-561-062		63,739				
一の瀬 1 号	D-14-561-063		121,808				
焼額山 1 号	D-14-561-064		125,533			161	
奥志賀高原 1 号	D-14-561-065		54,147			260	
焼額山 5 号	D-14-561-066		41,986				

資料 1-3 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

【急傾斜地の崩壊】

区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域		
		人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)
裏落合 1	K31-561-001	1	4,920	53.0			
裏落合 2	K31-561-002	5	11,262	247.0	1	9,088	247.0
	K31-561-003	3	3,469	128.0	1	1,211	110.0
	K31-561-004	5	10,461	263.0		868	50.0
裏落合 3	K31-561-005	3	1,835	81.0		371	59.0
	K31-561-006-1	3	3,259	83.0	1	1,918	83.0
裏落合 4	K31-561-006-2	2	5,497	126.0	1	2,639	126.0
表落合 1	K31-561-007	3	1,014	49.0		342	49.0
	K31-561-008		1,073	33.0	1	589	33.0
表落合 2	K31-561-009	6	14,022	305.0	3	9,667	305.0
	K31-561-010		1,371	58.0	1	394	58.0
表落合 3	K31-561-011	1	635	25.0		174	25.0
苗間 1	K31-561-014		2,033	62.0		1,084	62.0
苗間 2	K31-561-015	1	3,475	61.0	1	2,209	61.0
乗廻 2	K31-561-016	1	2,664	61.0		1,735	61.0
横倉三組 1	K31-561-021	5	1,889	76.0		617	76.0
横倉三組 2	K31-561-022	1	2,406	84.0	2	919	67.0
横倉三組 3	K31-561-023		1,561	60.0	1	594	60.0
横倉三組 4	K31-561-024	1	1,180	42.0	2	594	42.0
横倉三組 5	K31-561-025	1	535	21.0		155	21.0
横倉一組 1	K31-561-029	1	784	40.0		271	40.0
和田 1	K31-561-030	2	1,441	38.0		874	38.0
本郷 1	K31-561-031	8	6,877	279.0		377	128.0
箱山 1	K31-561-035		4,549	78.0			
箱山 2	K31-561-036	2	8,236	160.0		9,786	160.0
箱山 3	K31-561-037	1	6,460	142.0	1	3,945	142.0
	K31-561-038	3	2,916	70.0	1	1,415	70.0
四ツ谷 1	K31-561-040	1	8,209	307.0		2,545	279.0
湯河原 1	K31-561-041	9	7,644	286.0	18	3,343	286.0
湯河原 2	K31-561-042	65	21,938	630.0	2	999	100.0

区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域		
		人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)
湯田中 1	K31-561-043	5	4,046	84.0	1	2,166	84.0
星川 1	K31-561-044	85	33,510	613.0	2	652	57.0
湯田中 2	K31-561-045	4	6,822	156.0	6	3,850	156.0
	K31-561-046	6	20,201	443.0		40,200	443.0
星川 2	K31-561-047	224	38,742	677.0		419	26.0
金倉 1	K31-561-048	2	2,520	61.0	2	1,214	61.0
	K31-561-049	9	6,540	156.0		3,201	156.0
金倉 2	K31-561-050	1	2,459	90.0	3	1,215	90.0
安代 1	K31-561-051	38	28,024	616.0	4	8,038	474.0
横湯 1	K31-561-052	57	49,791	661.0	5	11,598	406.0
	K31-561-053		2,265	90.0	1	570	90.0
横湯 2	K31-561-054	1	7,802	218.0	5	4,109	218.0
黒川 1	K31-561-055	5	12,782	385.0	1	4,402	293.0
黒川 2	K31-561-056	25	21,234	415.0	1	1,147	78.0
天川 1	K31-561-057	142	52,799	800.0		3,328	161.0
	K31-561-058	6	1,716	65.0	1	746	65.0
沓野 1	K31-561-060		2,675	58.0	1	1,414	58.0
上林 1	K31-561-062		8,747	156.0		1,711	90.0
上林 2	K31-561-063	33	14,306	404.0	1	5,697	308.0
上林 3	K31-561-064	5	20,891	448.0	2	12,880	448.0
上林 4	K31-561-065	7	12,254	225.0		9,157	225.0
地獄谷温泉 1	K31-561-067	1	1,081	23.0			
地獄谷温泉 2	K31-561-068		3,495	101.0		1,141	101.0
地獄谷温泉 3	K31-561-069		1,507	31.0		3,879	31.0
一の瀬 1	K31-561-070		21,785			8,005	
発哺 1	K31-561-071		7,583			4,412	
発哺 2	K31-561-072		7,415			2,981	
発哺 3	K31-561-073		14,395			4,349	
	K31-561-074		5,518			1,878	
発哺 4	K31-561-075		4,755			1,876	
発哺 5	K31-561-076		6,307			2,172	
河原小屋 1	K31-561-077		7,532				

区域の名称	危険個所 番号	警戒区域			特別警戒区域		
		人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)
発咄 6	K31-561-078		27,324				
熊ノ湯 1	K31-561-080		16,303			7,467	
熊ノ湯 2	K31-561-081		8,354			2,651	
のぞき	K31-561-082		16,804			7,997	
穂波温泉 1	K31-561-083	2	2,190	87.0		295	87.0
宮 1	K31-561-084	6	5,959	101.0		4,874	101.0
穂波 1	K31-561-085	48	22,968	688.0	8	6,864	540.0
穂波 2	K31-561-086	37	13,156	334.0	4	2,628	196.0
湯ノ原下 1	K31-561-087	11	19,499	445.0	7	11,226	445.0
湯ノ原下 2	K31-561-088	33	32,736	714.0	8	21,879	714.0
湯ノ原上 1	K31-561-089		1,812	82.0	1	671	82.0
上川原 1	K31-561-091	7	17,142	397.0		11,172	397.0
角間 1	K31-561-092	9	10,555	197.0	2	11,434	197.0
角間 2	K31-561-093	1	3,704	73.0		5,864	73.0
薬師 1	K31-561-095	5	12,023	226.0	1	11,775	226.0
菅 1	K31-561-096	1	993	38.0		378	38.0

資料 1-4 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域
【地滑り】

区域の 名称	危険箇所 番 号	長さ (m)	幅 (m)	警戒区域				
				面積 (㎡)	人家戸数		人家以外	
					戸 数	重 複	戸 数	重 複
一の瀬	J14561001	339.0	152.0	77,779	0		11	
	J14561001	284.0	164.0	75,163	0		6	
焼額	J14561002	133.0	65.0	15,468	0		1	
	J14561002	149.0	73.0	19,326	0		1	1
	J14561002	138.0	75.0	17,570			1	
奥志賀	J14561003	223.0	76.0	31,056	0		2	
	J14561003	169.0	94.0	16,613	0		1	
	J14561003	267.0	120.0	36,165	0		1	
裏落合	J14561004	185.0	95.0	21,017	11			
	J14561004	212.0	83.0	21,630	9	2		
	J14561004	250.0	111.0	30,983	7	3		
	J14561004	242.0	104.0	23,405	0			
横倉 1	J14561401	327.0	131.0	67,505	11		2	
	J14561401	196.0	62.0	23,382	1		1	
	J14561401	204.0	118.0	43,901	0			
横倉 2	J14561005	83.0	46.0	6,899	2			
	J14561005	138.0	68.0	16,226	7			
	J14561005	178.0	91.0	29,436	15	2	2	
和田	J14561006	110.0	54.0	10,941	2			
	J14561006	129.0	65.0	15,674	9	2		
	J14561006	80.0	48.0	7,113	1			
	J14561006	268.0	74.0	36,292	10	8		
	J14561006	356.0	115.0	62,662	9	1		
吉沢	J14561007	197.0	90.0	33,438	8			
	J14561007	246.0	80.0	32,818	15	3		
	J14561007	142.0	104.0	24,972	9			
金倉	J14561008	333.0	170.0	86,869	57		5	

	J14561008	256.0	191.0	79,540	81		7	
	J14561008	323.0	139.0	65,957	41	24	12	6
安代	J14561009	249.0	86.0	28,789	24	2	3	1
横湯	J14561010	159.0	95.0	27,044	105		17	
	J14561010	202.0	123.0	37,481	129	88	13	3
	J14561010	261.0	134.0	46,704	15		1	
寺東	J14561011	248.0	145.0	41,081	26			
落合	J14561012	252.0	101.0	46,131	0		2	
発哺	J14561201	215.0	137.0	51,170	0		4	
	J14561201	83.0	44.0	6,040	1		1	
	J14561201	127.0	82.0	16,527	0		3	1
	J14561201	82.0	53.0	7,787	0		2	2
	J14561201	99.0	54.0	9,442	0		2	2
	J14561201	209.0	86.0	24,619	0		2	2
	J14561201	228.0	128.0	49,236	0		2	
地獄谷	J14561013	309.0	207.0	73,045	0		1	
前山	J14561014	155.0	81.0	20,591	0		2	
	J14561014	116.0	73.0	14,146	0		1	
	J14561014	71.0	45.0	5,565	0		1	
角間	J14561015	223.0	91.0	37,738	1		2	
17	47			小計	471		94	
				合計	565			

資料 1-5 土砂崩壊危険箇所

施設番号	地区名	所在地 (市町村・大字)	管理団体名	受益面積 (ha)
561001	上条堰	山ノ内町大字平穏	上条普通水利組合	50
561002	上条大堰	山ノ内町大字平穏	上条区	100
561003	土橋堰	山ノ内町大字夜間瀬	土橋組	38
561004	見王堰	山ノ内町大字寒沢	菅区	4
561005	坪根堰	山ノ内町大字平穏	沓野水利組合	30
561006	熊ノ宮堰	山ノ内町大字夜間瀬	宇木区	23
561007	大近堰	山ノ内町大字寒沢	菅区	10
計	7地区			255.0ha

資料 1-6 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)
56111001	本郷	夜間瀬	190	45	6
56111002	湯河原 2	平穩	200	45	15
56111003	星川	平穩	570	60	20
56111004	湯田中	平穩	160	60	20
56111005	平穩東	平穩	300	30	50
56111006	平穩	平穩	280	60	25
56111007	金倉	平穩	400	60	31
56111008	渋	平穩	260	40	35
56111009	横湯	平穩	430	35	50
56111010	村西	平穩	300	45	18
56111011	天川	平穩	400	40	25
56111012	上林北	平穩	70	36	70
56111013	上林	平穩	98	39	57
56111014	一の瀬	平穩	300	60	20
56111015	高天ヶ原	平穩	400	35	15
56111016	発咄	平穩	250	45	30
56111017	熊の湯	平穩	100	45	30
56111018	箱山 2	戸狩	140	38	22
56111019	穂波下	佐野	560	45	15
56111020	穂波上	佐野	290	45	15
56111021	穂波東	佐野	150	37	40
56111022	湯ノ原下	佐野	400	33	30
56111023	湯ノ原	佐野	215	33	130
56111024	上河原東	佐野	70	37	40
56111025	角間東	佐野	70	37	35
56111026	角間	佐野	80	40	50
56111027	湯ノ原上	佐野	130	30	25
56112001	裏落合 2	夜間瀬	60	50	25
56112002	裏落合 3	夜間瀬	70	40	15
56112003	裏落合 1	夜間瀬	100	38	35
56112004	表落合	夜間瀬	50	40	20
56112005	上手	夜間瀬	50	32	30

箇所番号	箇所名	大字	延 長 (m)	傾斜度 (度)	高 さ (m)
56112006	落合	夜間瀬	137	32	26
56112007	乗廻	夜間瀬	50	32	10
56112008	苗間 2	夜間瀬	103	31	12
56112009	四ツ谷	平穩	50	60	15
56112010	黒川	平穩	70	38	20
56112011	天川東	平穩	50	38	30
56112012	上林西	平穩	60	39	20
56112013	沓野	平穩	225	42	21
56112014	箱山	戸狩	702	41	165
56112015	穂波温泉	佐野	310	38	10
56112016	穂波温泉 2	佐野	200	45	10
56112017	上河原西	佐野	50	38	25
56112018	湯ノ原中	佐野	70	38	25
56112019	伊沢	戸狩	50	40	40
56112020	のぞき	平穩	200	45	30
56113001	熟平	平穩	125	41	35
56113002	熟平 2	平穩	125	37	30
56113003	熟平 3	平穩	240	41	30
56113004	裏落合 4	夜間瀬	125	35	20
56113005	表落合 3	夜間瀬	152	32	12
56113006	表落合 2	夜間瀬	128	47	16
56113007	苗間	夜間瀬	130	34	22
56113008	乗廻	夜間瀬	138	37	12
56113009	前坂	夜間瀬	123	38	10
56113010	横倉二組	夜間瀬	110	48	10
56113011	横倉三組 2	夜間瀬	90	38	68
56113012	横倉三組	夜間瀬	105	33	80
56113013	横倉一組	夜間瀬	120	36	56
56113014	横倉一組 2	夜間瀬	173	30	31
56113015	本郷 2	夜間瀬	333	36	46
56113016	和田	平穩	143	39	40
56113017	宇木	夜間瀬	123	39	18

箇所番号	箇所名	大字	延 長 (m)	傾斜度 (度)	高 さ (m)
56113018	仲屋敷	戸狩	178	46	28
56113019	沓野 3	平穩	650	50	12
56113020	沓野 2	平穩	580	34	15
56113021	上原	平穩	118	39	40
56113022	木戸池	平穩	175	40	80

資料 1-7 土石流危険溪流（I）

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域の概要				計 画 流 出 土砂量 (m ³)	保全対象				
					溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	川幅 (m)	主な 地質		人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
56111001	信濃川	清津川	外川沢	平穏	5.60	16.50	3.0	火山 噴出岩	1,600	0 (0)	0 (0)		発電所 1	4.10 (4.10)
56111002	信濃川	中津川		平穏	1.50	1.24	1.5	火山 噴出岩	26,100	0 (0)	0 (0)		発電所 1	0.00 (0.00)
56111003	信濃川	中津川		平穏	0.16	0.41	2.0	火山 噴出岩	22,500	0 (0)	0 (0)		宿泊施設 1	0.00 (0.00)
56111004	信濃川	中津川		平穏	1.28	0.80	1.0	火山 噴出岩	43,300	0 (0)	0 (0)		宿泊施設 1	0.00 (0.00)
56111005	信濃川	中津川		平穏	0.62	0.18	1.5	火山 噴出岩	3,200	4 (4)	1 (1)		宿泊施設 1	0.00 (0.00)
56111006	信濃川	中津川		平穏	0.08	0.02	2.0	火山 噴出岩	11,800	0 (0)	0 (0)		宿泊施設 1	0.00 (0.00)
56111007	信濃川	中津川		平穏	1.70	0.53	0.5	火山 噴出岩	13,500	4 (4)	1 (1)		宿泊施設 3	0.00 (0.00)
56111008	信濃川	横湯川	乙見沢・ 竜王沢	平穏	6.06	14.13	4.0	火山 噴出岩	260,500	1603 (1603)	415 (415)		官公署2，集 会施設3，寺 1，その他1	0.31 (0.31)
56111009	信濃川	横湯川	横湯川	平穏	2.72	1.76	4.5	火山 噴出岩	22,300	0 (0)	0 (0)		宿泊施設 3	0.00 (0.00)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域の概要				計 画 流 出 土砂量 (m ³)	保全対象				
					溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	川幅 (m)	主な 地質		人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
56111010	信濃川	横湯川	横湯川	平穩	4.52	8.52	10.0	火山 噴出岩	125,800	4 (4)	0 (0)		宿泊施設 5	0.00 (0.00)
56111011	信濃川	横湯川	発哺沢	平穩	1.23	1.40	5.0	火山 噴出岩	28,900	0 (0)	0 (0)		宿泊施設 2	0.00 (0.00)
56111012	信濃川	横湯川	横湯川	平穩	4.00	5.50	5.0	火山 噴出岩	84,200	1603 (0)	415 (0)		官公署 2,集 会施設 3,寺 1,その他 1	0.31 (0.00)
56111013	信濃川	夜間瀬川	横湯川	平穩	0.73	0.90	6.0	火山 噴出岩	14,880	0 (0)	0 (0)		宿泊施設 6	0.00 (0.00)
56111014	信濃川	伊沢川	無名沢	平穩	1.95	3.07	4.0	火山 噴出岩	30,400	7 (7)	1 (1)		宿泊施設 2	0.75 (0.75)
56111015	信濃川	伊沢川	無名沢	平穩	0.01	0.04	3.0	火山 噴出岩	1,500	7 (0)	2 (0)		宿泊施設 2	0.75 (0.00)
56111016	信濃川	夜間瀬川	角間川	平穩	7.38	31.06	6.0	火山 噴出岩	217,700	1057 (25)	297 (8)		官公署 2,集 会施設 2,発 電所 1,寺 1	0.30 (0.23)
56111017	信濃川	夜間瀬川	旧道ノ沢 (左支)	平穩	1.25	0.44	5.0	火山 噴出岩	14,570	203 (203)	59 (59)		宿泊施設 3, 発電所 1, 国道 292 号 線 1.1 km	7.67 (7.67)
56111018	信濃川	夜間瀬川	旧道ノ沢	平穩	0.84	0.36	8.0	火山 噴出岩	13,790	203 (0)	59 (0)		宿泊施設 3, 発電所 1, 国道 292 号 線 1.1 km	7.67 (7.67)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域の概要				計画 流出 土砂量 (m ³)	保全対象				
					溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	川幅 (m)	主な 地質		人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
56111019	信濃川	夜間瀬川	旧道ノ沢 (右支)	平穏	0.48	0.12	20.0	火山 噴出岩	10,240	203 (0)	59 (0)		宿泊施設 3, 国道 292 号 線 1.1 km	7.67 (7.67)
56111020	信濃川	角間川	無名沢	平穏	0.59	0.08	1.5	火山 噴出岩	2,410	0 (0)	0 (0)		宿泊施設 2	0.00 (0.00)
56111021	信濃川	角間川	湯沢	平穏	0.58	0.13	1.5	火山 噴出岩	3,070	0 (0)	0 (0)		宿泊施設 1	0.00 (0.00)
56111022	信濃川	横湯川	無名沢	平穏	0.20	0.18	3.0	火山 噴出岩	1,400	21 (0)	4 (0)		その他 1	0.19 (0.19)
56111023	信濃川	横湯川	榎沢	平穏	2.04	1.90	15.0		59,900	88 (88)	20 (20)		官公署 1,宿 泊施設 1,寺 1	0.20 (0.00)
56111024	信濃川	夜間瀬川	大林ノ沢	平穏	1.85	1.09	2.0		37,200	238 (238)	67 (67)		その他 1	11.85 (11.85)
56111025	信濃川	夜間瀬川	榎沢	平穏	1.46	0.31	9.5		16,760	81 (0)	22 (4)		官公署 1,寺 1	0.23 (0.23)
56111026	信濃川	夜間瀬川	萩小又ノ沢	平穏	1.01	0.24	1.5		10,410	427 (329)	121 (94)		集会施設 2, 寺 1,その他 1, 県道 478 号 0.21 km	13.88 (13.88)
56111027	信濃川	夜間瀬川	吉ノ入沢	平穏	1.04	0.30	30.0		18,380	196 (196)	56 (56)		教育施設 1, その他 1	7.15 (7.15)
56111028	信濃川	横湯川	無名沢	平穏	0.18	0.12	6.0		1,180	144 (84)	41 (24)			0.22 (0.00)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域の概要				計 画 流 出 土 砂 量 (m ³)	保全対象				
					溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	川幅 (m)	主な 地質		人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
56111029	信濃川	夜間瀬川	町東ノ沢	平穏	0.46	0.09	6.0		4,670	336 (196)	94 (55)		教育施設 1, 集会施設 1	4.10 (4.10)
56101030	信濃川	雑魚川	無名沢	夜間瀬	0.02	0.26	10.0	火山 噴出岩	3,280	0 (0)	0 (0)		宿泊施設 1	0.00 (0.00)
56111031	信濃川	倉下川	小見久保沢	夜間瀬	0.87	0.33	14.0	火山 噴出岩	4,000	242 (242)	67 (67)		宿泊施設 7	7.30 (3.30)
56111032	信濃川	倉下川	無名沢	夜間瀬	0.99	0.29	7.0	火山 噴出岩	10,190	371 (196)	105 (55)		宿泊施設 20, 集会施設 2, その他 1	4.50 (3.60)
56111033	信濃川	倉下川	入赤綿沢	夜間瀬	1.51	0.34	2.0	火山 噴出岩	14,600	410 (14)	116 (4)		宿泊施設 27, 集会施設 2	2.50 (1.00)
56111034	信濃川	倉下川	禽山ノ沢	夜間瀬	1.22	0.34	4.0	火山 噴出岩	14,160	385 (343)	103 (91)		宿泊施設 23, 集会施設 1, 神社 1,その他 3	8.80 (4.50)
56111035	信濃川	倉下川	無名沢	夜間瀬	0.62	0.10	15.0	火山 噴出岩	8,860	70 (28)	19 (9)		宿泊施設 8	0.00 (0.00)
56111036	信濃川	倉下川	倉下川 (右支)	夜間瀬	1.83	1.17	5.5	火山 噴出岩	44,600	70 (0)	29 (0)		宿泊施設 10	0.00 (0.00)
56111037	信濃川	倉下川	倉下川	夜間瀬	2.50	7.13	8.0	火山 噴出岩	160,000	427 (4)	122 (1)		宿泊施設 6, 集会施設 3, 神社 1,その他 2	28.00 (28.00)
56111038	信濃川	笹川	裏笹川	夜間瀬	3.39	1.65	10.0	火山 噴出岩	142,100	18 (18)	5 (5)			15.70 (15.70)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域の概要				計 画 流 出 土 砂 量 (m^3)	保全対象				
					溪流長 (km)	流域 面積 (km^2)	川幅 (m)	主な 地質		人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
56111039	信濃川	笹川	笹川	夜間瀬	4.52	2.68	11.5	火山 噴出岩	83,000	550 (550)	132 (132)		寺1, 国道 403号線 0.12km 県道 434号 0.25 km	25.44 (25.44)
56111040	信濃川	倉下川	無名沢	夜間瀬	0.48	0.19	10.0	火山 噴出岩	9,530	21 (21)	6 (6)			0.00 (0.00)
56111041	信濃川	笹川	裏笹川	夜間瀬	1.65	1.39	10.0	火山 噴出岩	42,100	18 (18)	5 (0)			0.00 (0.00)
56111042	信濃川	夜間瀬川	大堀沢	夜間瀬	2.02	0.49	10.0	火山 噴出岩	26,040	77 (77)	17 (9)			7.90 (7.90)
56111043	信濃川	笹川	笹川 (左支)	夜間瀬	0.95	0.24	15.0	火山 噴出岩	25,680	385 (385)	109 (15)		寺1	22.70 (22.70)
56111044	信濃川	笹川	笹川 (左支)	夜間瀬	1.17	0.26	3.0	火山 噴出岩	17,680	385 (385)	110 (0)		寺1	26.01 (26.01)
56111045	信濃川	夜間瀬川	丸赤ノ沢	夜間瀬	0.50	0.12	25.0	火山 噴出岩	11,310	18 (18)	3 (3)			8.29 (8.29)
56111046	信濃川	角間川	天が沢	佐野	0.30	0.11	10.0		3,030	263 (263)	75 (75)		寺1,その他 1, 国道292 号線 0.39km 県道434号 0.11km	3.53 (3.53)
56111047	信濃川	角間川	角間沢	佐野	0.29	0.06	10.0		2,830	210 (74)	60 (22)		国道292号 線 0.16km	10.50 (10.50)
56111048	信濃川	三沢川	三沢川	佐野	3.74	3.37	2.0		85,200	567 (567)	160 (160)	ほなみ保 育園	教育施設1, 集会施設3, 寺1,その他	2.11 (2.11)

														1, 県道 342号/356号 0.39/0.54 km	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------	--

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域の概要				計 画 流 出 土 砂 量 (m^3)	保全対象				
					溪流長 (km)	流域 面積 (km^2)	川幅 (m)	主な 地質		人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
56111049	信濃川	三沢川	無名沢	佐野	0.97	0.40	7.0		21,640	193 (105)	56 (31)	特別養護 老人ホーム いで湯の 里	集会施設 1, 寺 1	1.12 (1.12)
56111050	信濃川	伊沢川	寒沢 (右支)	寒沢	0.54	0.12	3.0		2,460	182 (182)	51 (51)	特別養護 老人ホーム いで湯の 里	寺 1, 県道 342 号 0.48 km	30.22 (30.22)
56111051	信濃川	伊沢川	寒沢	寒沢	0.94	0.43	6.0		27,330	189 (74)	53 (2)	特別養護 老人ホーム いで湯の 里	寺 1, 県道 342 号 0.48 km	3.00 (3.00)
56111052	信濃川	伊沢川	寒沢 (左支)	寒沢	0.66	0.12	2.0		3,400	189 (0)	53 (0)	特別養護 老人ホーム いで湯の 里	寺 1, 県道 342 号 0.48 km	30.22 (30.22)
56111053	信濃川	夜間瀬川	伊沢川	寒沢	2.33	3.73	3.0		154,000	42 (35)	12 (10)		県道 342 号 0.3 km	20.96 (20.96)
56111054	信濃川	夜間瀬川	伊沢川 (左支)	寒沢	0.59	0.21	2.0		2,830	42 (0)	12 (0)		県道 342 号 0.3 km	19.50 (0.00)

土石流危険渓流（Ⅱ）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	流域の概要				計 画 流 出 土砂量 (m ³)	保全対象				
					渓流長 (km)	流域 面積 (km ²)	川幅 (m)	主な 地質		人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
56102001	信濃川	中津川	大洞沢	平穏	0.87	1.10	1.0	火山 噴出岩	20,900	11 (11)	3 (3)			0.00 (0.00)
56102002	信濃川	中津川		平穏	0.48	0.09	1.0	火山 噴出岩	2,100	4 (0)	1 (0)			0.00 (0.00)
56112003	信濃川	倉下川	白沢川	夜間瀬	7.34	7.23	8.0	火山 噴出岩	123,100	4 (4)	1 (1)			7.30 (7.30)
56112004	信濃川	伊沢川	無名沢	戸狩	0.26	0.13	15.0		3,900	14 (14)	4 (4)			0.36 (0.36)

土石流危険渓流（Ⅲ）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	流域の概要				計 画 流 出 土砂量 (m ³)	保全対象				
					渓流長 (km)	流域 面積 (km ²)	川幅 (m)	主な 地質		人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積
56103001	信濃川	中津川	無名沢	平穏	0.25	0.09		火山 噴出岩		0 (0)	0 (0)			
56103002	信濃川	中津川	無名沢	平穏	0.45	0.10		火山 噴出岩		0 (0)	0 (0)			
56103003	信濃川	中津川	無名沢	平穏	0.63	0.63		火山 噴出岩		0 (0)	0 (0)			
56103004	信濃川	雑魚川	無名沢	夜間瀬	0.02	0.12		火山 噴出岩		0 (0)	0 (0)			

資料 1-8 地すべり危険箇所（県農政部所管）

番 号	地 区 名	面 積 (ha)	位 置	
			大 字	字
138	戸 狩	14.8	戸 狩	西久保
139	横 倉	35.3	夜間瀬	土 橋

資料 1-9 地すべり危険箇所（県建設部所管）

整理 番号	箇所名		河川名			位置	
	漢字	カタカナ	水系名	幹川名	溪流名	地籍	カタカナ
463	河原小屋	カワラゴヤ	信濃川	夜間瀬川	横湯川	河原小屋	カワラゴヤ
464	落合	オチアイ	〃	〃	〃	落合	オチアイ
465	箱繕	ハコゼン	〃	〃	〃	箱繕	ハコゼン
466	地獄谷	ジゴクダニ	〃	〃	〃	地獄谷	ジゴクダニ
467	つむら	ツムラ	〃	〃	〃	つむら	ツムラ
468	寺東	テラヒガシ	〃	〃	〃	寺東	テラヒガン
469	渋横湯	シブヨコユ	〃	〃	〃	渋横湯	シブヨコユ
470	安代	アンダイ	〃	〃	榎沢川	安代	アンダイ
471	金倉	カナグラ	〃	〃	横湯川	金倉	カナグラ
472	角間	カクマ	〃	〃	角間川	角間	カクマ
473	和田	ワダ	〃	〃	泡貝川	和田	ワダ
474	裏落合	ウラオチアイ	〃	樽川		裏落合	ウラオチアイ
475	焼額	ヤケビタイ	〃	雑魚川		焼額	ヤケビタイ
476	奥志賀	オクシガ	〃	〃		奥志賀	オクシガ
477	横倉	ヨコクラ	〃	夜間瀬川		横倉	ヨコクラ
478	前山	マエヤマ	〃	〃		前山	マエヤマ
479	一の瀬	イチノセ	〃	中津川	雑魚川	一の瀬	イチノセ
480	石ノ湯	イシノユ	〃	夜間瀬川	角間川	石ノ湯	イシノユ
481	寒沢	サムサワ	〃	〃	伊沢川	寒沢	サムサワ
482	佐野西	サノニシ	〃	〃	三沢川	佐野西	サノニシ
483	佐野東	サノヒガシ	〃	〃	〃	佐野東	サノヒガン
484	上林	カンバヤシ	〃	〃	横湯川	上林	カンバヤシ
485	吉沢	ヨシザワ	〃	〃		吉沢	ヨシザワ
486	五輪山	ゴリンザン	〃	〃	横湯川	五輪山	ゴリンザン
487	安南平	アンナンダイラ	〃	〃	角間川	安南平	アンナンダイラ

資料 1-10 地すべり危険箇所（県林務部所管）

番 号	地 区 名	面 積 (ha)	位 置	
			大 字	字
207	乙見沢	30	平 穩	西久保
340	発 哺	75	平 穩	東 館

資料 1-11 雪崩危険箇所

箇所 番号	箇所名	位置		平均 傾斜度 (度)	延長 (縦断) (m)	延長 (横断) (m)	人家 戸数 (戸)
		大 字	地籍				
223	落合北	夜間瀬	落合	47	375	500	30
224	落合南	夜間瀬	落合	22	125	450	13
225	土橋	夜間瀬	土橋	24	275	250	9
226	乗廻	夜間瀬	乗廻	22	250	625	42
228	苗間東	夜間瀬	苗間	26	250	275	14
230	横倉	夜間瀬	横倉	28	375	625	103
231	和田	平穩	和田	34	500	750	22
232	金倉下	平穩	金倉	20	1,000	1,250	283
235	湯ノ原	平穩・佐野	湯ノ原	26	525	875	215
236	上組	佐野	上組	26	625	750	47
237	寒沢	寒沢	寒沢	25	600	750	38
238	菅	寒沢	菅	20	750	1,250	58
239	宮組	佐野	宮組	26	125	125	12
240	箱山	戸狩	箱山	29	200	550	31
242	熊ノ湯	平穩	熊ノ湯	22	100	125	1
243	硯川	平穩	硯川	20	250	300	11
245	発咄西	平穩	発咄	20	400	275	6
246	発咄	平穩	発咄	22	575	750	14
247	高天ヶ原	平穩	高天ヶ原	20	250	1,000	19
248	一ノ瀬北	平穩	一ノ瀬	27	550	600	18
249	熟平下	夜間瀬	熟平	21	450	625	10
1131	熟平上	夜間瀬	熟平	35	300	375	11
1132	赤坂西	夜間瀬	赤坂	25	550	1,000	58
1133	竜王北	夜間瀬	竜王	30	1,250	5,000	78
1134	八丁原西	夜間瀬	八丁原	32	500	125	1
1135	和田組	平穩	和田組	20	100	75	40
1136	竜王南	夜間瀬	竜王	30	125	250	2
1137	発咄上	平穩	発咄	20	750	250	2
1138	発咄下	平穩	発咄	20	250	200	3
1139	一ノ瀬南	平穩	一ノ瀬	21	400	300	9

箇所 番号	箇所名	位置		平均 傾斜度 (度)	延長 (縦断) (m)	延長 (横断) (m)	人家 戸数 (戸)
		大 字	地籍				
1140	笠越	平穩	笠越	30	125	250	1
1141	法坂	平穩	法坂	28	1,000	1,250	7
1142	波坂南	平穩	波坂	20	550	125	1
1143	波坂北	平穩	波坂	20	925	250	1
1144	寒沢下	寒沢	寒沢	24	650	1,000	23
1145	平穩第三発電所	平穩	平穩第三発電所	31	100	250	1
1146	平穩第二発電所	平穩	平穩第二発電所	28	175	150	1
1147	上原	平穩	上原	30	300	750	21
1148	上林上	平穩	上林	22	200	250	5
1149	湯田中	平穩	湯田中	23	500	500	22
1150	金倉上	平穩	金倉	20	575	1,000	293
81	熟平西	夜間瀬	熟平	22	50	75	1
82	熟平東	夜間瀬	熟平	22	50	100	2
83	赤坂東	夜間瀬	赤坂	27	500	375	2
84	八丁原東	夜間瀬	八丁原	22	75	200	4
85	苗間西	夜間瀬	苗間	22	250	250	4
86	寒沢上	寒沢	寒沢	23	625	275	4
87	上林下	平穩	上林	20	100	125	3
88	天川	平穩	天川	20	75	75	2
89	吉沢南	平穩	吉沢	24	250	250	3
90	吉沢北	平穩	吉沢	23	500	625	4
91	地獄谷上	平穩	上林	30	600	250	1
92	地獄谷下	平穩	上林	35	750	500	1

資料 1-12 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	面積 (ha)		治山事業 進捗状況	位置	
		調査地区	危険地区		大字	字
1	落合	1	1	概成	夜間瀬	打越
2	十三崖	2	2	一部概成	夜間瀬	畔ノ上
3	横倉	2	2	概成	夜間瀬	長久保
4	戸狩	2	2	一部概成	戸狩	前山
5	菅	3	2	無	寒沢	池尻
6	寒沢	3	3	無	寒沢	大久保
7	渋	2	2	一部概成	平穩	堂ノ上
8	地獄谷 (1)	2	1	一部概成	平穩	坪根
9	二ノ沢	3	3	一部概成	平穩	細木
10	仏岩 (1)	4	4	無	平穩	仏岩
11	仏岩 (2)	4	4	無	平穩	仏岩
12	地獄谷 (2)	22	20	無	平穩	細木
13	乙見沢	10	10	無	平穩	乙見沢
14	下り川	10	10	概成	平穩	坊平
15	角間 (1)	3	3	無	平穩	池ノ平
16	角間 (2)	4	4	一部概成	平穩	長崩
17	角間 (3)	5	5	無	平穩	北押出
18	角間 (4)	14	10	無	平穩	北押出
19	発咄	6	6	一部概成	平穩	東館
20	赤石	15	11	一部概成	平穩	東館
21	大沼池	14	13	無	平穩	赤石
22	横湯	4	4	一部概成	平穩	横湯
23	横湯川	42	32	一部概成	平穩	横湯川
24	前山	2	2	無	戸狩	前山
25	屏風	7	7	概成	佐野	屏風
26	柄沢	3	3	一部概成	平穩	柄沢

資料 1-13 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置	
				大字	字
1	熊ノ宮水 系	0.81	無	夜間瀬	道島
2	大堀水系	1.89	一部概成	夜間瀬	松長
3	吉沢	0.54	無	平穩	吉ノ入
4	渋	0.81	無	平穩	藤内地
5	二ノ沢	1.08	無	平穩	二ノ沢
6	地獄谷 (1)	0.30	概成	平穩	坪根
7	地獄谷 (1)	3.00	無	平穩	ツクラ
8	竜王沢	2.55	一部概成	平穩	竜王
9	乙見沢	2.85	概成	平穩	乙見沢
10	角間川	3.45	一部概成	平穩	坊平
11	角間本沢	10.80	無	平穩	北押出
12	発咄沢	0.90	一部概成	平穩	東館
13	カッパ沢	9.00	一部概成	平穩	東館
14	志賀	2.55	一部概成	平穩	志賀
15	白沢川	18.00	一部概成	夜間瀬	白沢

資料 1-14 重要水防区域

水防 管理 団体 名	河川名	河川 管理者 名	河川 の種別	左 右岸 の別	警 戒の 度合	延長 (m) (か所)	場 所 (目 標)	予想される 水位 (m)	区分と予想 される危険	水防工法
山 ノ 内 町	夜間瀬川	県	一級	左	B	300 (1)	天川橋～黒川橋	2.0	護岸高不足 護岸老朽	積土のう
				右	B	300 (1)				
	夜間瀬川	県	一級	左	B	400 (1)	黒川橋～穂波大橋	2.0	護岸老朽 決壊	木流し 蛇籠工法
				右	B	30 (1)				
	三沢川	県	一級	左	B	1000 (1)	上佐野～大日堂橋下	1.5	堤防高不足 越水	積土のう
				右	B	1000 (1)				

災害（応援）協定関係

資料 2-1 長野県消防相互応援協定書

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生する恐れのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあつてはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあつてはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあつてはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

（代表消防機関の指定）

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

（応援要請）

第5条 災害が発生し、又は発生する恐れのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担) 印刷

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達以来のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用敷材等に係る経費

(3) 前号各号定める経費等の負担について特に必要がある場合又は全各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則(平成12年7月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則(平成13年7月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則(平成15年11月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則(平成18年9月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則(平成27年4月8日)

この協定は、公布の日から施行し、平成27年4月8日から適用する。

別 表

区 分	市町村等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

資料 2-2 長野県消防相互応援協定実施細則

(主旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書(平成8年2月14日締結。以下「協定」という。)

第10条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細則において使用する用語は、協定において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受援支援要員とは、要請側の消防本部の受援活動を支援する要員をいう。

(2) 支援隊とは、災害情報等の収集及び要請側の消防本部の指揮活動を支援するため、要請側の属するブロックの地域代表消防機関等から出動する隊をいう。

(応援隊の名称)

第3条 協定に基づき活動する応援隊の総称は、県消防相互応援隊とする。

(地域代表消防機関の任務等)

第4条 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 当該ブロック内の被害情報の収集及び集約に関すること。

(2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。

(3) 代表消防機関、当該ブロック内市町村等及び関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 当該ブロック内の県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。

(5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

3 地域応援要請が複数ブロックにわたる場合は、当該地域代表消防機関の協議により、県消防相互応援隊の活動調整等を統括する地域代表消防機関を決定するものとする。

(代表消防機関の任務等)

第5条 代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県内の被害情報の収集及び集約に関すること。

(2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。

(3) 長野県、地域代表消防機関及び関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。

(5) 緊急消防援助隊要請時の関係機関との連絡調整に関すること。

(6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、地域代表消防機関がその任務を代行するものとする。

(災害等発生時の連絡等)

第6条 市町村等の消防長は、管轄区域内で大規模災害又は特殊災害(以下「大規模災害等」という。)が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、長野県、属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに連絡するものとする。

(応援要請)

第7条 要請側の長は、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに応援要請を行うものとし、次に掲げる事項を把握した時点で、県消防相互応援隊の応援要請書(様式第1号)を送付するものとする。

- (1) 災害の状況、発生場所及び被害状況
- (2) 必要な県消防相互応援隊の隊数、資機材等
- (3) 県消防相互応援隊の活動場所及び任務
- (4) 使用無線周波数
- (5) 安全管理上の注意事項
- (6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(受援支援要員の派遣要請)

第8条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の受入れ体制が整わないと判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対して、速やかにその旨を報告し、受援支援要員の派遣に係る調整を求めるものとする。

(県消防相互応援隊の編成)

第9条 隣接応援要請時及び特殊応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、要請側及び応援側の消防本部の協議により決定するものとする。

2 地域応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、地域代表消防機関が行うものとする。

3 全県応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、代表消防機関が行うものとする。

4 県消防相互応援隊は、応援要請に迅速に対応するため、原則として当直隊をもって編成するものとし、市町村等の消防長は事前に計画を策定しておくものとする。

(県消防相互応援隊の派遣)

第10条 県消防相互応援隊を派遣する応援側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、要請側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援決定通知書

(様式第2号)を送付するものとする。

(1) 派遣隊数及び隊員数

(2) 出発予定時刻及び進出拠点(進出拠点を設定しない場合は、災害現場。以下同じ。)到着予定時刻

(3) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(支援隊の先遣出動)

第11条 要請側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長は、地域応援要請又は全県応援要請が行われた場合には、支援隊を出動させるものとする。ただし、支援隊の現場到着に時間を要する場合等は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

2 支援隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 進出拠点までの道路状況等の情報の収集及び提供に関すること。

(2) 被害状況、活動場所、任務、必要な応援隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。

(3) 宿営場所の確保又は確認に関すること。

(4) 要請側の消防本部の指揮活動の支援に関すること。

(5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

(県消防相互応援隊の指揮)

第12条 複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の指揮は、緊急消防援助隊長野県大隊応援等実施計画(平成29年6月12日施行)の規定を準用するものとする。

(自主応援)

第13条 市町村等の消防長は、他市町村等で発生した大規模災害等を覚知し、応援が必要と判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡し、自主応援の要否を確認するものとする。

2 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内の他市町村等で発生した大規模災害等を覚知した場合には、必要に応じて支援隊を出動させ、災害情報の収集及び被災地消防本部の指揮活動の支援を行うよう努めるものとする。

3 地域代表消防機関の消防長は、情報収集又は被災地消防本部の応援のために必要と判断した場合には、当該ブロック内の消防本部の消防長に対して、自主応援を求めることができるものとする。

4 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内から自主応援を行う場合には、被災地消防本部の

消防長、被災地消防本部の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援隊の誘導等)

第14条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の進出拠点に誘導員を派遣して応援活動上必要な情報の提供、資機材の貸与等を行うとともに、県消防相互応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援要請の解除)

第15条 要請側の長は、県消防相互応援隊の要請解除を決定した場合には、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援要請解除通知書(様式第3号)を送付するものとする。

(県消防相互応援隊の引揚げ)

第16条 応援要請解除の連絡を受けた県消防相互応援隊の最上位指揮者は、被災地における活動を終了するとともに、要請側の消防本部に対して次に掲げる事項を報告し、引揚げるものとする。

- (1) 県消防相互応援隊の活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(活動結果報告)

第17条 応援側の長は、派遣している県消防相互応援隊の帰署(所)後、県消防相互応援隊活動報告書(応援側)(様式第4号)により、要請側の長に対して速やかに活動報告を行うものとする。

2 要請側の消防長は、応援活動終了後、県消防相互応援隊活動報告書(要請側)(様式第5号)により、応援側の消防長、応援側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに災害等の概要を報告するものとする。

(応援経費等の負担)

第18条 協定第8条第2号に定める要請側の負担する経費のうち、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費については、応援側の負担とする。

2 協定第8条第2号ア及びイに定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

3 協定第8条第2号に定める応援に要した費用の請求は、県消防相互応援隊の活動経費請求書(様式第6号)により行うものとする。

(連絡体制等)

第19条 県消防相互応援隊の活動等に係る連絡は、有線電話、有線FAX又は電子メール等によるも

のとし、有線FAX又は電子メールによる場合には、県消防相互応援に係る連絡（様式第7号）により行うものとする。

（県消防相互応援隊の登録）

第20条 県消防相互応援隊の登録隊は、緊急消防援助隊の登録をもって県消防相互応援隊に登録したものとみなす。ただし、災害状況、地理的条件等に応じ、緊急消防援助隊登録車両以外で出動することができるものとする。

（演習又は訓練の実施）

第21条 市町村等の消防長は、県消防相互応援隊の連携活動能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、市町村等合同の演習又は訓練を実施するよう努めるものとする。

（協議）

第22条 この実施細則に定めない事項又はこの実施細則について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附 則（平成18年9月1日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成27年4月8日から適用する。

附 則（平成30年9月1日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

資料 2-3 長野県市町村災害時相互応援協定

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん

ウ 児童・生徒の受け入れ

エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定に先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施すると共に、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

(別記 1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記 2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那 木曾
上伊那	諏訪 飯伊
飯伊	上伊那 木曾
木曾	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

資料 2-4 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第 1 条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第 2 条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第 2 条第 2 項の規定により、代表市町村の業務を代行する第 2 順位又は第 3 順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記 2 の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第 3 条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災している恐れがある場合は、当該ブロックの第 2 順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第 2 順位の市町村が同時被災している恐れがある場合は、第 3 順位の市町村に要請するものとし、第 4 順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災している恐れがある場合は、協定別記 2 の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第 4 条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達すると共に、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第 5 条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第 6 条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第 7 条 協定第 5 条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の可否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第 8 条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第 9 条 協定第 7 条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第 10 条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成 24 年 1 月 25 日から施行する。

資料2-5 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 阿部守一

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県市長会長 母袋創一

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県町村会長 藤原忠彦

資料2-6 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総則

1 目的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）
- (2) 「災害時等の応援に関する協定」（中部圏知事会）
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）

(4) 「災害時の相互応援に関する協定」(新潟県)

(5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

(1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

(2) 被災者の受入及び施設の提供

① 県内医療機関での傷病者の受入

② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

(1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。

(2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

(1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。

(2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。

(3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

(1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。
なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。

(2) 現地支援本部は、次の業務を行う。

① 被災県等との連絡体制の確立

② 被災県等の支援ニーズの把握

③ 被災県等での職員、物資等の受入調整

④ 広域避難を実施する場合の調整

⑤ 被災県等に対する支援の実施

⑥ その他、支援に必要な業務

(3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

(1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。

(2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。

(3) 後方支援本部の業務

- ① 現地支援本部との連絡体制の確立
- ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
- ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
- ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
- ⑤ 費用精算業務
- ⑥ その他支援に必要な業務

(4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) その他支援に必要な事項

2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握

(3) 支援可能な職員、物資等の確保

(4) ブロック内の連絡体制の整備

(5) その他支援に必要な事項

3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

(1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載

(2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供

(3) その他支援に必要な事項

第5 その他

1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

資料 2-7 長野県水道協議会水道施設等災害相互応援要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、長野県水道協議会(以下「協議会」という。)の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局(以下「会員」という。)の水道施設が異常災害により被害を受けた場合に長野県水道協議会長(以下「会長」という。)の要請に基づいて、被災会員以外の会員が行う、被災会員の住民への飲料水の応急給水及び水道施設の応急復旧等に必要な相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(会長、部会長の責務)

第 2 条 会長は、異常災害により、会員の水道施設が被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は被害を受けた会員(以下「被災会員」という。)から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌あく調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の立務)

第 3 条 異常災害が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

(相互応援地区)

第 4 条 応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区(以下「応援地区」という。)を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の 4 地区とし当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事 4 人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により 1 名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と、応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援活動の要請)

第 5 条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 災害の被害状況

(2) 必要な応援内容(応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等)

(3) 前号の集合日時及び集合場所

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部の、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (2) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が、会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急給水用浄水機)

第9条 応急給水の用に供するため、長野県から協議会に運搬可能な浄水機(以下「受託浄水機」という。)の運用及び管理を委託されたときは、これを受託するものとする。

2 受託浄水機は、東信、北信、中信、南信の各応援地区に配置し、特定した会員にそれぞれ用及び管理を委託する。

3 受託浄水機の運用及び管理に要する経費は、県等から交付、支弁、又は補助される等の額を除き、原則として協議会で負担する。

(応急復旧作業)

第10条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第11条 各会員は、会長から機械器具応急復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第12条 各会員は、応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。)の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規定により応援を要請された会員(以下「応援会員」という。)は、職員を派遣するときには、必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担と

する。

- 5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第 13 条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第 14 条 各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年 4 月 1 日現在の状況を、様式第 1 号から様式第 4 号までに掲げるところにより、4 月 15 日までに会長に報告するものとする。

- 2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村への応援)

第 15 条 会員以外の市町村から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めによりがたいと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

資料 2-8 災害時等における協力に関する協定書

山ノ内町公営企業管理者 竹節義孝（以下「甲」という。）と一般社団法人長野市薬剤師会 会長 原澄（以下「乙」という。）は、甲管内における災害時及び水道水質事故発生時等に対応するため、水道水質における協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、甲が災害等により水道水質に異常又は異常を起こす恐れがある場合及び甲管内の水道水質事故に対応するために乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（緊急時における要請）

第 2 条 甲は災害等により水道水質に異常又は異常を起こす恐れがある場合及び甲管内の水道水質事故が発生した場合、乙に水質検査等の協力要請ができるものとする。

2. 乙は前項の要請があった場合、応じるものとする。

3. 乙が地震等災害により検査体制に支障を生じた場合は長野県薬剤師会（松本市）、上田薬剤師会（上田市）、上伊那薬剤師会（伊那市）検査センターとの連携体制で対応する。

（水道水質事故に対応するための必要な事項）

第 3 条 水道事故等における甲の初期対応に対応するため、甲の職員の研修を乙は受け入れるものとする。

2. 甲の職員は乙の施設において水道水質管理について定期的に研修を受けるものとする。

3. 乙は甲の水道水質の経年検査結果データを管理し、水質の変化等の把握をし、甲の要請により結果集計表等の作成を迅速に行い、評価することが出来なければならない。

4. 甲は本条前各項を履行するため、乙に定期水質検査を委託する。

（経費の負担）

第 4 条 甲が第 2 条の規定により乙に要請した水質検査に係る経費は、原則無償とするものとする。

但し、水質事故において汚染原因者が特定できる場合等については、甲乙協議の上決定する。

（損害補償）

第 5 条 この協定に基づく緊急時の対応により生じた損害の負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定の円滑な遂行のため、甲、乙双方の連携について協議する。

2. その他、この協定に定めてない事項については甲、乙双方にて協議の上定めるものとする。

（契約期間）

第 7 条 本契約の契約期間は、令和 2 年 4 月 1 日から 1 年間とする。ただし、契約期間満了日の 3

か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

なお、平成 13 年 4 月 3 日付の[水道水質検査委託契約に係る合意書]については本協定書の締結を以って廃止とする。

上記の協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 4 月 1 日

甲 山ノ内町大字平穩 3352-1
山ノ内町公営企業管理者

乙 長野市アークス 13-11
一般社団法人長野市薬剤師会
会長 原 澄

資料 2-9 足立区と山ノ内町との災害時における相互援助に関する協定

足立区（以下「甲」という。）と山ノ内町（以下「乙」という。）とは、友好自治体提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲又は乙は、災害時の応急対策及び普及対策に必要な物資（以下「応急物資」という。）について、地域において十分な調達ができないときは、他方に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示して、供給の援助を要請することができるものとする。

2 甲又は乙は、被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでは、収容が困難なときは、他方に対し、収容の援助を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 甲又は乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応急物資を調達し、他方に供給するよう努めるものとする。

2 甲又は乙は、前条第2項の規定により要請を受けた場合は、収容施設の提供に努めるものとする。

（応急物資）

第3条 前条第1項の規定により供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) その他応急対策用資機材

（応急物資の輸送）

第4条 応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

（経費の負担）

第5条 応急物資の供給及び施設提供に要する経費（輸送費を含む。）は、要請した側が負担するものとし、その額については、双方で協議して定める。

（協議）

第6条 この協定の解釈について、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月1日

甲 東京都足立区中央本町1-17-1
東京都足立区長 古性 直

乙 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1
長野県山ノ内町長 中山茂樹

資料 2-10 柏崎市と山ノ内町との災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山ノ内町（以下「甲」という。）と柏崎市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙の区域において、災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の自治体における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災自治体から特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災自治体から応援要請の依頼がない場合、応援する自治体において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた自治体で負担するものとする。

2 応援を受けた自治体が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた自治体の求めにより、応援を要請された自治体は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた自治体が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他自治体への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災自治体等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年5月2日

甲 山ノ内町長 竹節義孝

乙 柏崎市長 会田 洋

資料2-11 玉村町と山ノ内町との災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、玉村町（以下「甲」という。）と山ノ内町（以下「乙」という。）との友好自治体提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の自治体における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災自治体から特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災自治体から応援要請の依頼がない場合、応援する自治体において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた自治体で負担するものとする。

- 2 応援を受けた自治体が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた自治体の求めにより、応援を要請された自治体は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた自治体が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他自治体への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災自治体等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年5月26日

甲 玉村町長 貫井孝道

乙 山ノ内町長 竹節義孝

資料2-12 熊谷市と山ノ内町との災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、熊谷市（以下「甲」という。）と山ノ内町（以下「乙」という。）との友好の精神に基づき、甲又は乙の区域において地震等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害時において、各々の自治体における防災担当部署を窓口とし、相互に連絡を行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供及びあっせん
- (5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により要請することができるものとし、後日、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数並びに従事する内容及び期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数並びに従事する内容及び期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 甲又は乙は、被災した相手の自治体（以下「被災自治体」という。）から前条の規定による応援の要請がない場合で、事態が緊急を要すると判断した場合は、自ら必要な応援（以下「自主応援」という。）を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災自治体が負担するものとする。ただし、職員の派遣に要する経費及び第5条の規定による自主応援に要する経費は、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）が負担するものとする。

- 2 被災自治体が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、被災自治体の求めにより、応援自治体は、当該費用を一時繰り替えて支弁することができるものとする。
- 3 前2項の規定により難しいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中

に生じたものについては被災自治体が、往復経路の途中に生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、各々の地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他自治体への支援)

第10条 甲又は乙は、相手の自治体が被災した他の自治体等に対し支援を実施している場合においては、甲及び乙の協議により、必要に応じその支援に係る応援を実施することができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年7月29日

甲 熊谷市長 富岡 清

乙 山ノ内町長 竹節義孝

資料2-13 山ノ内町と草津町との災害時における相互応援及び観光支援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山ノ内町（以下「甲」という。）と草津町（以下「乙」という。）との友好の精神に基づき、甲又は乙の区域において地震等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策及び復旧対策、観光支援に係る相互の応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害時において、各々の自治体における防災担当部署を窓口とし、相互に連絡を行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者（観光客）を一時収容するための施設の提供、あっせん及び安全地（帰宅場所）までの輸送
- (5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 観光地のイメージ回復に向けた広報、キャラバン活動への協力体制
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により要請することができるものとし、後日、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者（観光客）の人数及び期間、帰宅場所
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数並びに従事する内容及び期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数並びに従事する内容及び期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 甲又は乙は、被災した相手の自治体（以下「被災自治体」という。）から前条の規定による応援の要請がない場合で、事態が緊急を要すると判断した場合は、自ら必要な応援（以下「自主応援」という。）を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災自治体が負担するものとする。ただし、職員の派遣に要する経費及び第5条の規定による自主応援に要

する経費は、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）が負担するものとする。

- 2 被災自治体が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、被災自治体の求めにより、応援自治体は、当該費用を一時繰り替えて支弁することができるものとする。
- 3 前2項の規定により難しいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第8条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、往復経路の途中に生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、各々の地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

（他自治体への支援）

第10条 甲又は乙は、相手の自治体が被災した他の自治体等に対し支援を実施している場合においては、甲及び乙の協議により、必要に応じその支援に係る応援を実施することができるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年8月11日

甲 山ノ内町長 竹節義孝

乙 草津町長 黒岩信忠

資料2-14 行田市と山ノ内町との災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、行田市（以下「甲」という。）と山ノ内町（以下「乙」という。）との友好の精神に基づき、甲又は乙の区域において地震等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害時において、各々の自治体における防災担当部署を窓口とし、相互に連絡を行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供及びあっせん
- (5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により要請することができるものとし、後日、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数並びに従事する内容及び期間
- (5) 応援を受ける場所及びその経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 甲又は乙は、被災した相手の自治体（以下「被災自治体」という。）から前条の規定による応援の要請がない場合で、事態が緊急を要すると判断した場合は、自ら必要な応援（以下「自主応援」という。）を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災自治体が負担するものとする。ただし、職員の派遣に要する経費及び第5条の規定による自主応援に要する経費は、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）が負担するものとする。

2 被災自治体が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、被災自治体の求めにより、応援自治体は、当該費用を一時繰り替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定により難しいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、往復経路の途中に生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、各々の地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他自治体への支援)

第10条 甲又は乙は、相手の自治体が被災した他の自治体等に対し支援を実施している場合においては、甲及び乙の協議により、必要に応じその支援に係る応援を実施することができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年12月13日

甲 埼玉県行田市本丸2番5号
埼玉県行田市
行田市長 工藤正司

乙 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352番地1
長野県山ノ内町
山ノ内町長 竹節義孝

資料 2-15 山ノ内町と日本郵政株式会社山ノ内町内郵便局との包括連携に関する協定書

山ノ内町（以下「甲」という。）と日本郵政株式会社山ノ内町内の郵便局（以下「乙」という。）は、包括連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用連携して、住民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) その他、地方創生に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、通常業務を遂行する範囲内で、第2条第1項に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。ただし、同項に掲げる事項を遂行した場合又は遂行することができなかった場合であっても、それに伴い発生した事故、与えた損害に対して責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知りえた相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（その他）

第8条 本協定の締結をもって、甲乙間で平成11年1月25日締結の「災害時における山ノ内町と山ノ内町内郵便局の協力及び生活関連情報の提供に関する協定」及び平成29年9月29日締結の「安心安全なまちづくりに関する協定」は効力を失うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年2月10日

甲 下高井郡山ノ内町
山ノ内町長 竹節義孝

乙 山ノ内町内郵便局代表
日本郵便株式会社
湯田中郵便局長 藤本義之

資料 2-16 災害時における復旧協力に関する協定書

山ノ内町内に災害が発生したとき、及び発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、緊急な対応の必要が生じた場合、その協力について山ノ内町長 中山茂樹（以下「甲」という。）と、建設業山ノ内会会長 山戸捷好（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定を締結する。

（町の要請）

第1条 甲は、災害時等において、緊急対応の必要があると認めた場合は、乙に対して出動を要請するものとする。

（出動方法）

第2条 乙は、甲からの出動要請があった場合は会員に連絡し、迅速に出動させ、甲の指示により対応するものとする。

（委託料等）

第3条 委託内容及び支払い等その他事項については、甲、乙間において別途委託契約を締結するものとする。

（期間）

第4条 この協定は、平成15年9月1日から施行し、甲、乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続させるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は不慮の労働災害等に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

2 町内全域において未曾有の大災害が発生し、前条までに規定する通常の協力態勢を超える非常事態においては、甲、乙協議の上協力態勢全般について、特別の定めをすることができる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年9月1日

甲 住所 山ノ内町大字平穩3352-1
氏名 山ノ内町長 中山茂樹

乙 住所 山ノ内町大字平穩4127-28
氏名 建設業山ノ内会会長 山戸捷好

資料 2-17 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

山ノ内町（以下「甲」という）と山ノ内町商工会（以下「乙」という）は、山ノ内町において、地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基

づき、適正価格により甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(広域的な支援体制)

第9条 乙は、他の商工団体等との間で、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

平成12年4月3日

甲 山ノ内町長 中山 茂樹

乙 山ノ内町商工会
会 長 友野 貴市

別表 1

<p>優先 供給品目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 容器入り水、飲料 ☆ パン（菓子パン・調理パン・食パン） ☆ 牛乳（LLその他） ☆ 果物（バナナ他） ☆ レトルト食品（ごはん・おかず類）
<p>状況に応じて 供給する 品目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 缶詰 ○ ハム・ソーセージ ○ インスタントラーメン ○ バター・ジャム ○ 緑茶・コーヒー・紅茶 ○ 米 ○ 粉ミルク ○ 電池 ○ 懐中電灯 ○ ローソク ○ マッチ・簡易ライター ○ 軍手 ○ ポリバケツ ○ 飲料用ポリタンク ○ カセット式ガスコンロ及びボンベ ○ 紙コップ・紙皿 ○ トイレットペーパー ○ 洗剤・石けん ○ 紙おむつ ○ 生理用品 ○ ウエットティッシュ ○ ゴミ袋 ○ 運動靴 ○ 下着・靴下 ○ タオル ○ 蚊取り線香（夏季） ○ 使い捨てカイロ（冬季）

(1)「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目とし、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。

(2)品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

資料 2-18 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

山ノ内町（以下「甲」という）と志賀高原農業協同組合（以下「乙」という）は、山ノ内町において、地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続き）

第5条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（広域的な支援体制）

第9条 乙は、全農長野県本部との間で、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各 1 通をそれぞれ保有する。

平成 13 年 9 月 13 日

甲 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 3 3 5 2 - 1
山ノ内町長 中山茂樹

乙 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 2 8 4 1 - 4
志賀高原農業協同組合
代表理事組合長 畔上晴光

別表 1

<p>優先供給品目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 飲料 ☆ パン ☆ 牛乳 ☆ 果物、青果 ☆ レトルト食品
<p>状況に応じて供給する品目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 缶詰 ○ ハム・ソーセージ ○ インスタントラーメン ○ マーガリン・バター・ジャム ○ 緑茶・コーヒー・紅茶 ○ 米・みそ・塩 ○ 粉ミルク ○ 電池・電球 ○ 懐中電灯 ○ ローソク ○ マッチ・簡易ライター ○ 軍手 ○ ポリバケツ・洗面器 ○ 飲料用ポリタンク ○ 紙コップ・紙皿 ○ トイレットペーパー ○ 洗剤・石けん ○ 紙おむつ ○ 生理用品 ○ ウエットティッシュ ○ ゴミ袋 ○ ティッシュ BOX ○ タオル ○ 蚊取り線香（夏季） ○ 使い捨てカイロ（冬季） ○ ふとん・毛布 ○ 調味料

- (1) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目とし、災害規模や被災者のニーズの変化等に対応して調達・供給する。
- (2) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

資料 2-19 災害時における飲料水提供に関する協定

山ノ内町（以下『甲』という。）と、北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下『乙』という。）は、災害時における飲料水の提供について次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は山ノ内町において地震等による災害が発生した時、甲の要請に基づき乙が飲料水の提供支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 町内において震度 5 以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から飲料水の提供について要請があった時、乙は以下の内容について協力するものとする。

2 乙は、第 1 条の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第 1 条の要請があった時、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲と協議により対応するものとする。

4 乙は、第 1 条の要請があった時は、保有飲料水の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

5 第 4 項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第 3 条 甲は、この協定による申請を行う時は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期限）

第 4 条 この有効期限は、協定締結の日から 5 年間とし、甲乙いずれから協定取り消しの申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消申し出は、1 か月前までに相手方に申し出るものとする。

（防災訓練への参加）

第 5 条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

（確認事項）

第 6 条 乙の地域貢献型自動販売機は協定の内容から公募入札等の対象から除外するものとし、行政財産使用料も免除とする。

（協議事項）

第 7 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めることとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年9月6日

甲 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1
山ノ内町長 竹節義孝

乙 富山県高岡市内島3550番地
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲垣晴彦

資料 2-20 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定

山ノ内町（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会中高支部（以下「乙」という。）は、山ノ内町内において地震、風水害その他の原因により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、山ノ内町地域防災計画に基づく避難施設、災害対策本部、現地災害対策本部（以下「避難施設等」という。）の応急危険度判定の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、乙が迅速かつ円滑に避難施設等の応急危険度判定を実施することにより、町民の安全を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し、災害の状況、実施内容その他必要な事項を示し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急危険度判定の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ないときを除き、当該要請に基づき応急危険度判定に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく本協定の目的に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後又は甲からの協力要請後3時間以内に甲が指定した避難施設等の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長等を要請することができる。

（事前計画）

第4条 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文書で報告しなければならない。

2 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急危険度判定の従事中に、その活動内容の状況及び災害に関する情報を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 応急危険度判定結果

(2) 従事した人員及び名簿

(3) その他活動内容の状況及び災害に関する情報で必要な事項

（災害補償）

第6条 この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、山ノ内町消防団員等公務災害補償条例（平成24年山ノ内町条例第6号）の規定に準じて甲が保証を行うものとする。

（補償の請求及び支払）

第7条 乙は、前条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の規定により補償の請求があり、その内容が適当であると認めたときは、その補償に

要する費用を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た個人情報その他の応急危険度判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 下高井郡山ノ内町大字平穏 3352 番地 1
山ノ内町長 竹節義孝

乙 中野市大字壁田 955 番地
社団法人 長野県建築士会中高支部
支部長 保倉利光

資料 2-21 災害時における電気の保安に関する協定

山ノ内町（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、甲に発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は甲の施設の電源復旧の支援を行う。

- 2 電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。
- 3 乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。
- 4 甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第3条 甲と乙は本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請するものとする。

- 2 前項の規定に係らず災害時の状況により、文書による支援要請が出来ない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第7条 乙は乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は速やかに再提出するものとする。

（防災訓練）

第8条 乙は甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練に参加するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期間は締結した日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合

は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成25年10月24日

甲 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1
山ノ内町長 竹節義孝

乙 長野県長野市桐原一丁目5番8号
一般財団法人 中部電気保安協会
長野支店長 倉持高久

資料2-22 災害時における相互協力に関する協定書

山ノ内町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー飯山営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、山ノ内町で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、必要に応じて情報交換等を実施することとする。

（情報管理の徹底）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲(乙)が故意又は過失により乙(甲)の施設等を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対し損害賠償を行う。
 - (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

- 2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の解決)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2018年 10月19日

甲 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352番地1
山ノ内町長 竹節義孝

乙 長野県飯山市大字静間353番5号
中部電力株式会社
電力ネットワークカンパニー
飯山営業所長 永井左千夫

資料2-23 災害時の医療救護活動に関する協定書

山ノ内町（以下「甲」という。）と中高医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山ノ内町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定するものとする。

（医療救護所の設置等）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じて乙と協議のうえ医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 甲は、医療救護所に医療救護班が必要とする事務員を派遣し、また給食・給水の手配を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、医療救護班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班の任務）

第5条 医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、その他の治療及び施術、看護

（2）負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

（3）死体の検案

（4）その他医療救護活動に関する必要な措置

（医療救護班に対する指揮命令等）

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医療救護班が使用する医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

（2）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、乙が派遣した医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が、医療救護活動中に災害を受けたときは、関係法令及び条例等により甲乙協議のうえ、甲の責任において補償を行うものとする。

2 第8条第2項の規定により医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 従事者が、医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第14条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第10条の費用及び第11条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第17条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第18条 この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第20条 この協定の有効期限は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月1日

甲 下高井郡山ノ内町大字平穩3352番地1
山ノ内町長 竹節義孝

乙 中野市三好町一丁目2番34号
中高医師会
会長 鈴木章彦

資料2-24 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

山ノ内町（以下「甲」という。）と中高歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山ノ内町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害歯科医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時における歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害歯科医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定するものとする。

（医療救護所の設置等）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じて乙と協議のうえ医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めるときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 甲は、医療救護所に歯科医療救護班が必要とする事務員を派遣し、また給食・給水の手配を行うものとする

（歯科医療救護班の派遣）

第4条 甲は、防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、歯科医療救護班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の任務）

第5条 歯科医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

（1） 歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送の順位の決定

（2） 歯科傷病者に対する応急処置

（3） 死体の確認及び検案等に対する協力

（4） その他歯科医療救護活動に関する必要な処置

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第6条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品等の補給等）

第7条 甲は、歯科医療救護班が使用する医薬品・医療機材の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1） 歯科医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

（2） 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。(損害補償)

第11条 甲は、乙が派遣した歯科医療救護活動従事者(以下「従事者」という。)が歯科医療救護活動中に災害を受けたときは、関係法令及び条例等により甲乙協議のうえ、甲の責任において補償を行うものとする。

2 第8条第2項の規定により医療救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 従事者が歯科医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第14条 乙は、歯科医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他歯科医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第10条の費用及び第11条の補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第17条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第18条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第20条 この協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月1日

甲 下高井郡山ノ内町大字平穏3352番地1
山ノ内町長 竹節義孝

乙 中野市西一丁目1番7号
中高歯科医師会
会長 小林 強

資料2-25 災害時の医療救護活動に関する協定書

山ノ内町（以下「甲」という。）と北信薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山ノ内町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救援計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救援計画（以下「医療救援計画」という。）を策定するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う場合において乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、薬剤師班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の任務）

第4条 薬剤師班は、甲が避難場所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救援活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者に対する調剤、服薬指導
- （2） 医薬品の仕分け及び管理

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品等の補給等）

第6条 甲は、薬剤師班が使用する医薬品等の補給、薬剤師班の輸送、通信の確保等医療救援活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第7条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき乙が医療救援を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1） 薬剤師班の編成・待機及び派遣に要する経費
- （2） 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（損害補償）

第9条 甲は、乙が派遣した医療救援活動従事者（以下「従事者」という。）が医療救援活動中に災害を受けたときは、関係法令及び条例等により甲乙協議のうえ、甲の責任において補償を

行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第10条 従事者が第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(報告)

第11条 乙は、医療救援活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救援活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第12条 乙は、第8条の費用及び第9条の補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。(支払)

第13条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第14条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月1日

甲 下高井郡山ノ内町大字平穩3352番地1
山ノ内町長 竹節義孝

乙 下高井郡木島平村大字穂高3105番地8
北信薬剤師会
会 長 土方秀和

資料2-26 災害時における相互協力に関する協定書

山ノ内町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「山ノ内町区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、山ノ内町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力した被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要な拠点への電気通信設備の提供

(2) 乙の災害復旧に必要な道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要なと求められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となる得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要な乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに同意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のため相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務を持って取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨を申出が書面によつてなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以て申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月3日

甲 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1
山ノ内町長 竹節義孝

乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 榎本佳一

資料2-27 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書

山ノ内町（以下「甲」という。）と（宿泊施設名）（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）の発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害等発生に備えた早期避難時において、高齢者等特段の配慮が必要な方及び町指定避難所が不足する場合の避難者（以下「避難者」という。）の避難を甲が速やかに実施するため、乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、避難者に対する避難所の確保及び速やかな非難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の職・氏名
- (2) 要請日時
- (3) 要請理由
- (4) 要請内容
- (5) 履行場所
- (6) 履行期日又は期間
- (7) その他必要な事項

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
 - (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
 - (3) その他必要とする事項
- 2 宿泊施設等への利用者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設等へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかに行うものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請番号及び日時
- (2) 報告担当者
- (3) 履行場所
- (4) 受入者数、提供部屋数、食事その他の履行内容
- (5) 履行期日又は期間
- (6) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として7日以内とし、甲による避難準備・避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ避難者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設等の利用者の割振り)

第6条 宿泊施設等の利用者の割振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙と連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条第1項の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、1泊2食につき1人7,000円(消費税・入湯税別)とする。ただし、第3条第1項に規定する業務以外に行われた業務において必要となった経費については、原則として避難者が負担し、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所

- (3) 宿泊期間及び泊数
- (4) 利用金額
- (5) 対象者の要件
- (6) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を収受した日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月 日

甲 山ノ内町大字平穩3352番地1
山ノ内町長 竹 節 義 孝

乙 (宿泊施設 26 施設)

危険物施設等関係

資料 3-1 危険物施設

(1) 危険物設置状況 (完成検査済証交付施設)

(令和3年4月1日現在)

製 造 所 等 の 別		施 設 数
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	1
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	4
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	7
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	2 6 3
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	1
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	1 9
	屋 外 貯 蔵 所	2
	小 計	2 7 9
取 扱 所	給 油 取 扱 所	9
	自 家 用 取 扱 所	9
	一 般 取 扱 所	3 8
	小 計	5 6
合 計		3 5 3
事 業 所 数		2 4 1

(2) 石油・揮発油類

事業所名	所在地	第一石油類 (ℓ)	第二石油類 (ℓ)	第三石油類 (ℓ)	電話番号
ながの農業協同組合 志賀高原給油所	平穩4127-13	38,400	38,400	2,000	33-2121
ながの農業協同組合 北志賀給油所	夜間瀬12709-6	14,900	30,000	2,000	33-7890
友野商店 志賀高原入口	平穩4106-20	30,000	20,000	2,000	33-2887
友野商店 西給油所	夜間瀬2686-1	28,500	28,500	1,000	33-2928
友野商店 上林給油所	平穩1454-2 平穩1454-5	30,000	30,000	2,000	33-8585
佐藤商店 湯田中給油所	平穩2926-36	14,300	17,400		33-4568
志賀ワンツー	平穩1389-5	30,000	30,000	2,000	33-8712
渋峠SS	平穩7149	10,000	600		34-2606

(3) 屋外タンク貯蔵所 (45,000ℓ以上)

事業所名	所在地	第一石油類 (ℓ)	第二石油類 (ℓ)	第三石油類 (ℓ)	電話番号
ながの農業協同組合 四ツ谷基地	平穩 4242-イ		430,000	200,000	

資料 3-2 高圧ガス製造事業所等一覧表

1 一種製造事業所

事業所名	所在地	許可番号	許可年月日	ガスの種類
(株)プリンスホテル (志賀高原プリンス ホテル南館)	平穩7149	62工第258号	S62. 6. 21	フルオロカー ボンR22

2 二種製造事業所

事業所名	所在地	届出受理番号	受理年月日	ガスの種類
岳南広域消防組合 山ノ内消防署	平穩4106-11	27北信地商 第58号の2	H27. 9. 18	空気
ながの農業協同組合 志賀高原支所	平穩2841-4	28北信地商 第62号の3	H28. 10. 3	フルオロカー ボンR22
(株)山ノ内地域開発 (湯田中ヘルスケア センター)	平穩3260	元北信地商 第101号	H元. 6. 8	フルオロカー ボンR22
(有)セラシ (ホテルセラシ)	夜間瀬6995	7北信地商 第21号の1	H7. 7. 17	フルオロカー ボンR22
(有)ホテルさかえや (さかえや)	平穩2171	20北信地商 第19号の5	H20. 6. 5	フルオロカー ボン407C
(株)玉村本店	平穩1163	26北信地商 第21号の6	H27. 3. 30	炭酸ガス
(株)あぶらや燈千 (あぶらや燈千)	佐野2586-5	2北信地商 第81-1号	R2. 11. 16	フルオロカー ボンR407C

3 高圧ガス貯蔵所

事業所名	所在地	許可番号	許可年月日	ガスの種類
北信米油(株) 奥志賀LPG中心基地	夜間瀬字大沢 12377-8	9北信地商 第29号の1	H9. 8. 1	液化石油 ガス

4 液化石油ガス販売事業所

事業所名	所在地	届出受理番号	受理年月日	ガスの種類
(株)友野商店	平穩3211	9北信地商 第44号の7	H9. 5. 30	
ながの農業協同組合 志賀高原ガスセンター	平穩4127-13	28北信地商 第6号の6	H28. 8. 9	

5 特定供給設備

販売所名	特定供給設備 の名称	所在地	許可番号	許可年月日
ながの農業協同組合 志賀高原ガスセンター	硯川	平穩7148	8北信地商第 53号の1	H8. 6. 17
ながの農業協同組合 志賀高原ガスセンター	一の瀬	平穩7149	5北信地商第 40号の3	H5. 8. 26
ながの農業協同組合 志賀高原ガスセンター	サンバレー	平穩7148	6北信地商第 41号の3	H6. 9. 30
山久プロパン(株) 中野営業所	竜王スキー場	夜間瀬11720	4工第1号の1	H4. 5. 26
山久プロパン(株) 中野営業所	小丸山スキー場	夜間瀬11494	19北信地商第 61号	H19. 8. 17
北信ガス(株)	志賀高原陽坂団地	平穩7149	59工 第10号の5	S59. 10. 23
北信ガス(株)	志賀高原 河原小屋地区	平穩7148	20北信地商第 91号	H20. 10. 16
北信ガス(株)	志賀高原 高天ヶ原団地	平穩7149	5工第13号の 3	H5. 6. 11
北信ガス(株)	志賀高原丸池団地	平穩7148	5工 第13号の12	H5. 11. 15
北信ガス(株)	夜間瀬スキー場地区	夜間瀬1721	21北信地商 第95号	H21. 9. 9

医療・保健衛生・感染症予防関係

資料 4-1 地域災害拠点病院

医療圏	名 称	開設者	所在地	電話番号
北信	長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	厚生連	中野市 西 1-5-63	0269-22-2151

資料 4-2 救急病院一覧表

医療圏	名 称	開設者	所在地	電話番号
北信	長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	厚生連	中野市 西 1-5-63	0269-22-2151
	飯山赤十字病院	日 赤	飯山市 大字飯山 226-1	0269-62-4195

資料 4-3 医療機関・薬局

【山ノ内町】

病・医院名	専門科名	所在地	電話番号
城下医院	内科/眼科/脳神経外科	山ノ内町大字平穩 2861-3	33-2360
城下クリニック	内科/消化器科/神経内科/ 呼吸器科	山ノ内町大字平穩 3094-3	33-2041
城下医院すがかわ診療所	内科/眼科	山ノ内町大字夜間瀬 8566 - 3	38-1502
うえだ歯科医院		山ノ内町大字夜間 2492-30	33-3440
小山歯科医院		山ノ内町大字平穩 3041-1	33-1188
山本歯科医院		山ノ内町大字平穩 2831-6	33-5800
コトブキヤ薬局		山ノ内町大字平穩 3169	33-2254
よませコトブキヤ薬局		山ノ内町大字夜間瀬 2695-1	33-3440

資料 4-4 し尿処理業者一覧表

業者名	所在地	電話番号
(有)志賀プラントサービス	山ノ内町大字夜間瀬 2719-1	0269-33-2860
(有)山ノ内衛生	山ノ内町大字平穏 38-21	0269-33-3871

資料 4-5 保健衛生・感染症予防等関係施設

施設名	管 理	所在地	電話番号
北信斎場たびだちの森	北信保健衛生施設組合	中野市大字豊津 3854-1	0269-38-1770
東山クリーンセンター	北信保健衛生施設組合	中野市中野 1308-1	0269-22-7074
不燃物処理センター	北信保健衛生施設組合	山ノ内町大字戸狩 683-1	0269-23-0536
最 終 処 分 場	北信保健衛生施設組合	中野市大俣 1120	0269-22-7074
北 信 保 健 所	北信保健福祉事務所	飯山市大字静間 1340-1	0269-62-6036

避難收容・応急活動拠点・要配慮者利用施設関係

資料 5-1 指定緊急避難場所及び指定避難所

	避難施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定 避難 所	収容人員	
			小河川 洪水	土砂 災害	夜間瀬 角間川 洪水	地震		通常時	感染症 対策時

●東部地区

1	志賀高原総合会館 9 8	平穩 7148-203	○	○	○	○	○	164	120
2	志賀高原保育園	平穩 7148	○	○	○	○	○	33	24
3	郷土文化保存伝習館	平穩 1237-1	○	—	○	○	○	56	41
4	湯ノ原公会堂	平穩 45-1	○	—	—	—	○	12	9
5	渋温泉コミュニティ消防センター	平穩 2112-1	○	—	—	○	○	23	17
6	金安コミュニティ消防センター	平穩 2281-2	○	—	—	○	○	17	13
7	湯田中共益会館	平穩 3091-5	○	○	○	○	○	33	25
8	かえで保育園	平穩 3094-1	○	○	○	○	○	167	123
9	東小学校	平穩 3100	○	—	○	○	○	160	117
10	山ノ内中学校	平穩 3400-1	○	○	○	○	○	147	108
11	山ノ内町文化センター	平穩 4015-1	○	○	○	○	○	99	72
12	山ノ内町地域福祉センター	平穩 3371-2	○	○	○	○	福祉	109	80
13	上条研修センター	平穩 3986-2	○	○	○	○	○	85	63

●南部地区

14	穂波温泉区コミュニティセンター	佐野 2610-4	○	—	—	○	○	31	23
15	南小学校	佐野 1181-1	○	○	○	○	○	142	104
16	佐野人材養成センター	佐野 1069-1	○	—	○	○	○	38	28
17	ほなみふれあいセンター	佐野 795-1	○	—	○	○	○	99	72
18	ほなみ保育園	佐野 1058-1	○	—	○	○	○	78	57
19	特養 いで湯の里	佐野 799-2	○	○	○	○	福祉	17	12
20	道の駅北信州やまのうち	佐野 393-2	○	○	○	○	—	53 台	53 台
21	菅集落センター	寒沢 1168-1	○	○	○	○	○	34	25
22	寒沢集落センター	寒沢 634-1	○	—	○	○	○	20	15
23	戸狩公会堂	戸狩 601-4	○	○	○	—	○	18	13

	避難施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所	収容人員	
			小河川洪水	土砂災害	夜瀬瀬角間川洪水	地震		通常時	感染症対策時

●西部地区

24	西小学校	夜間瀬 2504-1	○	○	○	○	○	131	96
25	よませふれあいセンター	夜間瀬 2511-1	○	—	○	○	○	87	64
26	よませ保育園	夜間瀬 2970	○	○	○	○	○	63	46
27	夜間瀬本郷区民会館	夜間瀬 2525	○	—	○	—	○	66	48
28	宇木区民会館	夜間瀬 1287-1	○	○	○	—	○	40	29
29	横倉集会所	夜間瀬 4040-1	○	—	○	—	○	57	42
30	前坂研修センター	夜間瀬 6531-2	○	○	○	○	○	20	15
31	よませ活性化センター	夜間瀬 6819-1	○	○	○	○	○	94	69

●北部地区

32	すがかわ体育館	夜間瀬 8611-2	○	○	○	○	○	98	72
33	北部公民館	夜間瀬 8589	○	○	○	—	○	57	42
34	すがかわ保育園	夜間瀬 8597-3	○	○	○	○	○	54	39
35	乗廻集会所	夜間瀬 12115-1	○	—	○	○	○	29	22
36	中須賀川多目的集会所	夜間瀬 8148-2	○	○	○	○	○	35	25
37	苗間生活改善センター	夜間瀬 7586-1	○	○	○	—	○	12	9
38	土橋公会堂	夜間瀬 10991	○	—	○	○	○	21	16
39	下須賀川生活改善センター	夜間瀬 8939-1	○	○	○	—	○	22	16
40	表落合多目的集会所	夜間瀬 10051-1	○	○	○	○	○	16	12

小河川：夜間瀬川（水位周知河川）、角間川以外の河川

資料 5-2 応急活動拠点一覧表

災害時のそれぞれの応急活動拠点として、次の施設について確保するように努める。

応急活動	施設の名称	電話番号	所在地
医 療	北信総合病院	22-2151	中野市西1丁目5-63
災害弱者	山ノ内町地域福祉センター	33-8411	平穏3371番地2
保健衛生	山ノ内町保健センター	33-1124	平穏3352番地1
ボランティア	つつみ住民活動センター	33-2810	平穏3252番地5

資料 5-3 要配慮者利用施設

区分	名 称	所在地	電話番号	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
社会福祉	特別養護老人ホームいで湯の里	山ノ内町大字佐野799-2	33-5565	—	該当
社会福祉	山ノ内町社会福祉協議会	山ノ内町大字平穩3371-2	33-1105	—	—
社会福祉	社会福祉協議会 つつみデイサービスセンター	山ノ内町大字平穩3252-5	33-2810	—	—
社会福祉	寄りあい処 とがり	山ノ内町大字戸狩376-3	31-1135	—	—
社会福祉	宅幼老所 にこにこの湯	山ノ内町大字平穩2926-33	31-1251	該当	該当
社会福祉	デイサービスぬくもり	山ノ内町大字平穩4387-1	31-3511	—	—
社会福祉	デイサービスちとせ	山ノ内町大字夜間瀬2481-1	33-5818	—	該当
社会福祉	通所介護事業所たかやしろ	山ノ内町大字夜間瀬2449-2	33-1992	該当	—
社会福祉	にこにこ会「にこにこハウス」	山ノ内町大字平穩4223-36	31-1217	該当	—
社会福祉	ゆうあいの家 桜	山ノ内町大字戸狩376-3	31-3533	—	—
社会福祉	グループホーム「さわやか千歳」	山ノ内町大字夜間瀬2482-1	38-1915	—	該当
社会福祉	住宅型高齢者ハウスたかやしろ	山ノ内町大字夜間瀬2449-2	33-1992	—	—
社会福祉	メディカル志賀	山ノ内町大字平穩3249-29	33-1931	—	—

社会福祉	すまいるホーム千歳	山ノ内町大字夜間瀬2482-1	38-1915	—	該当
社会福祉	就労継続支援事業所ももの木	山ノ内町大字平穏4127-75	38-1503	該当	—
社会福祉	湯田中ホーム	山ノ内町大字平穏3335-1	33-1151	—	—
社会福祉	よませ保育園	山ノ内町大字夜間瀬2970	33-0987	—	—
社会福祉	かえで保育園	山ノ内町大字平穏3094-1	33-4334	—	—
社会福祉	ほなみ保育園	山ノ内町大字佐野1058	33-0543	—	該当
社会福祉	志賀高原保育園	山ノ内町大字平穏7148	34-2808	—	—
社会福祉	すがかわ保育園	山ノ内町大字夜間瀬8597	33-6931	—	—
社会福祉	子育て支援センターゆめっこ	山ノ内町大字平穏2858-5	33-4778	—	該当
社会福祉	放課後児童クラブ（東部）	山ノ内町大字平穏3100	33-4351 33-4353	—	該当
社会福祉	放課後児童クラブ（南部）	山ノ内町大字佐野1181-1	33-3950	—	該当
社会福祉	放課後児童クラブ（西部）	山ノ内町大字夜間瀬2504-1	33-4955	—	該当
社会福祉	放課後児童クラブ（北部）	山ノ内町大字夜間瀬8131	33-7541	—	該当
学 校	町立東小学校	山ノ内町大字平穏3100	33-3601	—	該当

学 校	町立南小学校	山ノ内町大字佐野1181-1	33-3602	—	該当
学 校	町立西小学校	山ノ内町大字夜間瀬2504-1	33-3603	—	該当
学 校	町立山ノ内中学校	山ノ内町大字平穩3400-1	33-3604	—	該当

防災関係機関及び組織

資料 6-1 防災関係機関一覧

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町 1108	026-233-2100
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108	026-234-5123
長野地方气象台	長野市箱清水 1 丁目 8-18	026-232-2738
気象庁精密地震観測室	長野市松代町西条 3511	026-278-2235
信越総合管理局	長野市旭町 1108	026-234-9961
北陸地方整備局千曲川河川事務所	長野市鶴賀峰村 74	026-227-7611
北陸地方整備局千曲川河川事務所長野出張所	長野市松岡 2-1-26	026-221-4882
北陸地方整備局千曲川河川事務所中野出張所	中野市西条 562	0269-22-2729
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	南魚沼郡湯沢町神立 23	025-784-2073
中野労働基準監督署	中野市中央 1-2-21	0269-22-2105
飯山公共職業安定所	飯山市飯山 186-4	0269-62-8609
北信森林管理署	飯山市飯山 1090-1	0269-62-4141
長野県庁	長野市南長野字幅下 692-2	026-232-0111
長野県危機管理防災課	長野市南長野字幅下 692-2	026-235-7184
北信地域振興局	中野市壁田 955	0269-22-3111
北信建設事務所	中野市壁田 955	0269-22-3111
北信建設事務所中野事務所	中野市中央 1-4-19	0269-22-3138
中野警察署	中野市中央 3-5-7	0269-26-0110
中野警察署山ノ内町交番	山ノ内町大字平穩 2878-8	0269-33-2006
中野警察署志賀高原警察官駐在所	山ノ内町大字平穩 7148	0269-34-2109
北信保健福祉事務所	飯山市静間 1340-1	0269-62-3105
岳南広域消防本部	中野市大字江部 1324-2	0269-23-0119
岳南広域消防組合山ノ内消防署	山ノ内町大字平穩 4106-11	0269-33-3119
山ノ内消防署 志賀高原分遣所	山ノ内町大字平穩 7148	0269-34-3119
東日本旅客鉄道(株)長野支社	長野市栗田 992-6	026-226-7555
東京都足立区	足立区中央本町 1 丁目 17-1	03-3880-5111
新潟県柏崎市	柏崎市中央町 5-50	0257-23-5111
群馬県玉村町	佐渡郡玉村町下新田 201	0270-65-2511
埼玉県熊谷市	熊谷市宮町二丁目 47 番地 1	048-524-1111
群馬県草津町	吾妻郡草津町大字草津 28	0279-88-0001

機関名	所在地	電話番号
埼玉県行田市	行田市本丸2番5号	048-556-1111
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町1137-5	026-225-4389
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
中部電力パワーグリッド(株)長野支社飯山営業所	飯山市静間353-5	050-7771-7855
東京電力リニューアブルパワー(株) 信濃川事務所	新潟県中魚沼郡津南町大字下 舟渡戊179	090-5339-4952
日本郵政(株)須坂郵便局	須坂市馬場町1274-10	026-245-0510
日本郵便(株)湯田中郵便局	山ノ内町大字平穩3216	0269-33-0022
長野電鉄(株)湯田中駅	山ノ内町大字平穩3227-2	0269-33-3145
長電バス(株)湯田中営業所	山ノ内町大字平穩3227-1	0269-33-2563
北信州森林組合	中野市壁田938-1	0269-38-0371
山ノ内町商工会	山ノ内町大字平穩3246-2	0269-33-5666
ながの農業協同組合志賀高原支所	山ノ内町大字平穩2841-4	0269-33-0001
北陸コカ・コーラボトリング(株)長野支店	須坂市井上字砂田1700-8	026-215-2201
長野県建築士協会中高支部	中野市壁田955	0269-22-3111
中部電気保安協会中野営業所	中野市吉田1227-1	0269-26-5649

資料 6-2 報道機関一覧

種別	局社名	所在地	電話番号
新聞社	朝日新聞社長野総局	長野市栗田989-1	026-223-7000
	毎日新聞社長野支局	長野市新田町1508-2	026-234-2175
	読売新聞社長野支局	長野市上千歳町1159	026-234-4311
	中日新聞社長野支局	長野市中御所岡田町64-5	026-228-1456
	信濃毎日新聞中野支局	中野市三好町2-4-41	0269-22-3224
	北信エルシーネット 北信ローカル事業部	中野市三好町1-3-6	0269-22-4101
放送局	日本放送協会長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5216
	信越放送(株)	長野市問御所町1200	026-237-0520
	(株)長野放送	長野市岡田町131-7	026-227-9483
	(株)テレビ信州	長野市若里1-1-1	026-227-0607
	長野朝日放送(株)	長野市栗田989-1	026-223-3301
	テレビ北信ケーブルビジョン(株)	中野市中野1863-1	0269-26-0202
	長野エフエム放送	松本市本庄1-13-5	0263-33-4410

資料 6-3 自主防災組織の結成状況

	組織名	地区名	設立年度
1	杳野組自主防災会	杳野組	平成 13 年
2	渋温泉災害対策本部	横湯組、渋湯組	平成 13 年
3	湯田中区災害対策本部	湯田中区	平成 13 年
4	上条区自主防災組織	上条区	平成 13 年
5	穂波温泉区自主防災組織	穂波温泉区	平成 13 年
6	佐野区自主防災組織	佐野区	平成 13 年
7	寒沢東区自主防災組織	寒沢東区	平成 13 年
8	菅区自主防災組織	菅区	平成 13 年
9	戸狩区自主防災組織	戸狩区	平成 14 年
10	夜間瀬本郷区災害対策本部	夜間瀬本郷区	平成 13 年
11	宇木区自主防災組織	宇木区	平成 13 年
12	横倉区自主防災組織	横倉区	平成 13 年
13	前坂区自主防災組織	前坂区	平成 13 年
14	須賀川区自主防災会	須賀川区	平成 13 年
15	杳野組湯ノ原地区自主防災会	湯ノ原地区	平成 24 年

緊急輸送関係

資料7 災害対策用物資輸送拠点、ヘリポート一覧表

1 物資輸送拠点

施設の名称	管理者等	電話番号	備考
山ノ内町文化センター	教育委員会	33-1120	

2 ヘリポート

(1) 拠点ヘリポート

複数の機体が同時に使用できる広さを持ち、かつ他の応急対策と競合しない施設を選定してあるので、ヘリポートとしての確保に努める。

施設等の名称	管理者等	広さ	備考
夜間瀬川リバースクウェア	山ノ内町	80×80	中型規模

(2) ヘリポート

ヘリポートとして有効な施設を選定しているが、実際の利用に当たっては、避難所の状況に応じて競合しないよう選定すること。

ヘリポートの名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ 巾×長さ
			大	中	小	
中学校校庭	大字平穏3400番地	教育委員会		○		100×85
東小学校校庭	大字平穏3115番地	教育委員会		○		100×60
南小学校校庭	大字佐野1181番地	教育委員会		○		100×70
西小学校校庭	大字夜間瀬2507番地	教育委員会		○		100×75
すがかわグラウンド	大字夜間瀬8611-2番地	教育委員会		○		100×80

志賀高原総合会館98	大字平穩7149番地	山ノ内町		○		100×100
山ノ内町 上林グラウンド	大字平穩518番地1	山ノ内町		○		100×78

食料品等の調達供給関係

資料 8-1 給水用器具類配備状況

山ノ内町における給水用器具類配備状況は、次のとおりである。

区 分	規 格 等	数 量
給 水 タ ン ク	1000ℓ	2
	500ℓ	5
	300ℓ	2
	戸別配布用 20ℓ	30
給 水 袋	戸別配布用 6ℓ	150

情報通信関係

資料 9-1 山ノ内町防災行政無線設置状況

(令和元年 12 月 31 日現在)

認識信号	子局 番号	設置場所	
ぼうさいやまのうち	—	山ノ内町大字平穩 3352-1	山ノ内町役場内
やまのうちこうしゃさん さいそうしん	—	山ノ内町大字夜間瀬 12794	高社山防災行政無線再送信子局 内
やまのうちやくば	1	山ノ内町大字平穩 3352-1	山ノ内町役場内
やまのうちしょうぼうしょ	2	山ノ内町大字平穩 4106-11	山ノ内消防署内
かみじょうけんしゅうせんたー	3	山ノ内町大字平穩 3986-2	上条研修センター内
ゆだなか	4	山ノ内町大字平穩 3168-1	湯田中区倉庫敷地内
ほしかわにくみこうかいどう	5	山ノ内町大字平穩 2936-42	星川二組公会堂内
みろく	6	山ノ内町大字平穩 2765-1	みろく児童公園内
やまびこひろば	7	山ノ内町大字平穩 1070-1	やまびこ広場内
しぶしょうぼうつめしよ	8	山ノ内町大字平穩 2115	渋温泉コミュニティ消防センター内
くつの	9	山ノ内町大字平穩 878-1	杓野地先
ゆのはらこうかいどう	10	山ノ内町大字平穩 46	湯ノ原公会堂内
かんばやし	11	山ノ内町大字平穩 1448-1	ロマン美術館駐車場内
かくまこうかいどう	12	山ノ内町大字佐野 2339-1	角間公会堂内
すげしょうぼうつめしよ	13	山ノ内町大字寒沢 1085-2	菅地先
さむさわしゅうらくせんたー	14	山ノ内町大字寒沢 2347-1	寒沢集落センター内
さのたてかわ	15	山ノ内町大字佐野 737-1	佐野公会堂立川分室内
みなみしょうがっこう	16	山ノ内町大字佐野 1181	南小学校内
てんじんのゆ	17	山ノ内町大字佐野 969-1	天神の湯内
とがりこうかいどう	18	山ノ内町大字戸狩 601-4	戸狩公会堂内
ほなみもとゆ	19	山ノ内町大字佐野 2592-6	穂波温泉元湯地先
すいしつじょうかせんたー	20	山ノ内町大字平穩 4249-1	水質浄化センター内
ほんごうくみんかいかん	21	山ノ内町大字夜間瀬 2525	夜間瀬本郷区民会館内
うきくみんかいかん	22	山ノ内町大字夜間瀬 1287-1	宇木区民会館内
うきよこて	23	山ノ内町大字夜間瀬 7586	宇木横手地先
よこくらしゅうかいじよ	24	山ノ内町大字夜間瀬 4080-2	横倉集会所内
まえざかけんしゅうせんたー	25	山ノ内町大字夜間瀬 6531	前坂研修センター内

認識信号	子局 番号	設置場所	
ほなみにしゆ	26	山ノ内町大字佐野 2534-174	穂波温泉西湯地先
あまがわ	27	山ノ内町大字平穩 1269-11	天川地先
にししょうがっこう	28	山ノ内町大字夜間瀬 2504-1	西小学校内
すずめやま	29	山ノ内町大字夜間瀬 3208-1	すずめ山
やまのうちみちのえき	30	山ノ内町大字佐野 383-3	道の駅内
やまのうちちゅうがっこう	31	山ノ内町大字平穩 3398-2	山ノ内中学校内
とうぶじょうすいじょう	32	山ノ内町大字平穩 797-2	東部浄水場内
なえませいかつかいぜんせん たー	33	山ノ内町大字夜間瀬 7586	苗間生活改善センター
のりまわしこうかいどう	34	山ノ内町大字夜間瀬 12115	乗廻公会堂内
なかすがかわしゅうかいじょ	35	山ノ内町大字夜間瀬 8148-2	中須賀川多目的集会所内
つちはし	36	山ノ内町大字夜間瀬 11045- 1	土橋地先
しもすがかわせいかつかいぜ んせんたー	37	山ノ内町大字夜間瀬 8939-1	下須賀川生活改善センター内
おもておちあいしゅうかいじ よ	38	山ノ内町大字夜間瀬 10050- 1	表落合多目的集会所内
うらおちあいこうみんかん	39	山ノ内町大字夜間瀬 10273	裏落合公民館内

資料 9-2 防災用衛星携帯電話一覧

設置場所	電話番号	機種
危機管理室	080-1373-9260	NTTドコモ ワイドスターII
消防署 1	080-1373-9261	NTTドコモ ワイドスターII
消防署 2	001-010-8816-2345-2273	KDDI イリジウム
持出用 1	080-1373-9262	NTTドコモ ワイドスターII
持出用 2	080-1373-9263	NTTドコモ ワイドスターII

消防・水防関係

資料 10-1 消防施設一覧表

令和3年3月31日現在

項 目		所 属 別	山ノ内消防署
消 防 車 両	普通消防ポンプ自動車		1
	化学消防ポンプ自動車		
	水槽付ポンプ自動車		2
	救助工作車		1
	救急車		3
	指令車		2
	連絡車		1
	査察車		1
消 防 通 信	消防無線	基地局	3
		車載移動局	10
		携帯局	10
	防災無線	統制子局	1
		車載移動局	0
		携帯局	4
	有線電話	1 1 9 専用	
		一般加入	2
		ファクシミリ電話	1
		救急医療情報システム	
衛星電話			
消 防 水 利	防火水槽	2 0 m ³ 未満	17
		2 0 ~ 4 0 m ³ 未満	21
		4 0 m ³ 以上	75
	消火栓	地上式	118
		地下式	0
水防倉庫	町	有	8

資料 10-2 山ノ内町消防団配置表

令和3年度

幹部	10	女性	8
----	----	----	---

分団	東 部							南部
部	志賀	沓野	渋	金安	湯田中	星川	上条	穂波温泉
行政区数	19	16	8	3	9	5	10	4
世帯数	185	640	155	166	498	490	512	263
人 口	337	1,526	371	419	958	943	1,336	561
団員数	35	32	23	20	29	21	26	15

分団	南 部				西 部			北部	役場
部	佐野	寒沢	菅	戸狩	本郷	宇木	横前	須賀川	
行政区数	8	1	2	4	3	3	12	11	
世帯数	482	60	92	179	279	244	300	436	
人 口	1,222	162	309	493	705	733	800	989	
団員数	33	11	14	18	21	21	28	38	10

資料 10-3 山ノ内町消防団災害出場区分表

令和3年度

災害発生場所	出動区分	小型動力ポンプ																消防ポンプ車					合計	
		志賀	沓野	洪	金安	湯田中	星川	上条	温泉	佐野	寒沢	菅	戸狩	本郷	宇木	横前	須賀川	役場	志賀	洪	南部	西部	北部	ポンプ車
志賀	1	④	①														①	凸	凸				2	5
	2			①	①															凸	凸		4	7
	3					①	①	①														凸	5	10
沓野	1		②	①	①	①	①										①	凸	凸				2	7
	2																			凸	凸	凸	5	7
	3	①							①	①	①	①	①	①	①	①							5	15
洪	1		①	①	①	①	①										①		凸	凸			2	6
	2								①	①	①	①	①					凸			凸	凸	5	6
	3	①											①	①	①								5	15
金安	1		①	①	①	①	①										①		凸				1	6
	2																	凸		凸	凸	凸	5	6
	3	①							①	①	①	①	①	①	①	①							5	15
湯田中	1		①	①	①	①	①										①		凸				1	6
	2																	凸		凸	凸	凸	5	6
	3	①							①	①	①	①	①	①	①	①							5	15
星川	1		①	①	①	①	①										①		凸				1	6
	2																	凸		凸	凸	凸	5	6
	3	①							①	①	①	①	①	①	①	①							5	15
上条	1		①	①	①	①	①										①		凸				1	6
	2																	凸		凸	凸	凸	5	6
	3	①							①	①	①	①	①	①	①	①							5	15
温泉	1								①	①	①	①	①				①			凸			1	5
	2																	凸	凸		凸	凸	5	5
	3		①	①	①	①	①						①	①	①								5	14
佐野	1								①	①	①	①	①				①			凸			1	5
	2																	凸	凸		凸	凸	5	5
	3		①	①	①	①	①						①	①	①								5	14
寒沢	1								①	①	①	①	①				①			凸			1	2
	2																	凸	凸		凸	凸	5	5
	3		①	①	①	①	①						①	①	①								5	14
菅	1								①	①	①	①	①				①			凸			1	2
	2																	凸	凸		凸	凸	5	5
	3		①	①	①	①	①						①	①	①								5	14
戸狩	1								①	①	①	①	①				①			凸			1	5
	2																	凸	凸		凸	凸	5	5
	3		①	①	①	①	①						①	①	①								5	14
本郷	1												①	①	①	①	①				凸		1	4
	2																	凸	凸	凸		凸	5	4
	3		①	①	①	①	①	①	①	①	①	①											5	15
宇木	1												①	①	①	①	①				凸		1	4
	2																	凸	凸	凸		凸	5	4
	3		①	①	①	①	①	①	①	①	①	①											5	15
横前	1												①	①	①	①	①				凸		1	4
	2																	凸	凸	凸		凸	5	4
	3		①	①	①	①	①	①	①	①	①	①											5	15
須賀川	1												①	①	①	②	①					凸	1	5
	2																	凸	凸	凸	凸		5	5
	3		①	①	①	①	①	①	①	①	①	①											5	16

※凡例 ○小型ポンプ、凸消防ポンプ車、○小型ポンプ数値は台数、なお、出動合計数は役場部を除いた数。

※小型ポンプは地元部を除き積載車による出動とする。 ※山林火災出場区分も同じとする。

※災害現場に隣接する各部は、非常線設定、水利統制にあたるものとする。 ※役場部の出動は平日8時から17時15分

資料 10-4 消防水利の基準と現状

令和3年4月1日現在

区分	地区別	基準数	基準 適 応 数	現 有 数											不 足 数	充 足 数 (%)	
				合 計	消火栓				防火水槽				計	そ の 他 の 水 利			
					計	公設		私設		計	40 m ³ 以 上	20 m ³ ～ 40 m ³ 未 満					20 m ³ 未 満
						適 合	適 外	適 合	適 外								
市 街 地	東部地区 合計	173	167	251	188	109	78		1	19	15	2	2	43	6	96.5%	
	南部地区 合計	93	75	167	90	14	75		1	42	26	8	8	35	18	80.6%	
	西部地区 合計	80	33	134	91	7	76		8	30	13	9 10	7	13	47	41.2%	
	市街地 合計	346	275	551	369	130	229		10	91	54	20	17	91	71	79.4%	
準 市 街 地	志賀 準市街地 合計	29	17	139	122			6	116	9	9			8	12	58.6%	
	須賀川 準市街地 合計	77	39	121	98	18	78		2	13	11	2		10	38	50.6%	
	準市街地 合計	106	56	260	220	18	78	6	118	22	20	2		18	50	52.8%	
合計		452	331	811	589	148	307	6	128	113	74	22	17	109	121	73.2%	

資料 10-5 一級河川一覧

河川名	区 間 (左岸・右岸)		告示年月日及び 番号施行年月日	河 川 延長m
	上 流 端	下流端		
雑魚川	山ノ町大字平穩字東館7149番の416地先 " 字岩菅7151番の1地先	中津川への 合流点	40. 3. 24付政令 第43号40. 4. 1	17, 850
外川沢	" 字岩菅7151番の1地先	雑魚川への 合流点	43. 4. 8付政令 第64号43. 4. 20	1, 000
魚野川	" 字岩菅7151番のイ地先	中津川への 合流点	"	4, 142
倉下川	大字夜間瀬字西小場12412番地先	樽川への 合流点	40. 3. 24付政令 第43号40. 4. 1	7, 085
夜間瀬川 (琵琶池・大沼 池を含む)	大字平穩字志賀7148番の8の2地先 " 字赤石7149番の1地先	千曲川への 合流点	"	24, 086
笹 川	" 字添坂4994番地先 " 字岩下4989番地先	夜間瀬川への 合流点	"	3, 700
泡貝川	" 字中原4944番の2地先 " 字中原4943番の1地先	笹川への 合流点	43. 4. 8付政令 第64号43. 4. 20	2, 800
裏笹川	大字夜間瀬字上野4714番の2地先 の町道橋下流端	"	62. 5. 21付告示 第113号62. 5. 21	1, 700
伊沢川	大字寒沢字上見王1592番の2地先 " 字伊沢1455番地先	夜間瀬川への 合流点	40. 3. 24付政令 第43号40. 4. 1	5, 000
三沢川	大字佐野字松原1528番地先 " 字山崎2060番地先	伊沢川への 合流点	"	1, 700
角間川	大字平穩字志賀7148番の3地先	夜間瀬川への 合流点	"	13, 625
本沢川	大字佐野字笠ヶ岳2781番の1地先	角間川への 合流点	"	3, 270
中津川	" 大字平穩字岩菅7051番のイ号地先 下水内郡栄村大字境17886番の1地先	中津川 新潟県堺	"	25, 615
計13河川			合 計	111, 573

河川延長は、「河川調書」(長野県)によるもので、町外延長も含まれている。

資料10-6 準用河川一覧

河川名	区 間 (左岸・右岸)		告示年月日 及び番号	河 川 延長m
	上 流 端	下流端		
倉下川	山ノ内町大字夜間瀬字西小場12412番地先 " 字笹小屋12385番地先	倉下川の 上流端	昭和51年8月17日 山ノ内告示第14号	1,200
榎沢川	山ノ内町大字平穩字大木平1965番地先 " 字榎沢2366番地先	夜間瀬川への 合流点	"	600
硯 川	山ノ内町大字平穩字松小根7148番地先 " 字松小根7148番地先	角間川への 合流点	"	300
アライタ川	山ノ内町大字平穩字東館7149番の16地先 " 字岩菅7150番の1地先	雑魚川への 合流点	"	2,100
小雑魚川	山ノ内町大字平穩字大松7149番のチ地先 " 宇山ノ神7149番のト地先	"	"	3,100
吉 沢	山ノ内町大字平穩字岩菅7150番の1地先 " 字岩菅7150番の1地先	"	"	1,200
中 沢	" "	"	"	1,100
大洞沢	山ノ内町大字夜間瀬字大洞沢12379番の2地先 " 大字平穩字大松7149番のへ地先	"	"	1,200
大倉沢	" 字岩菅7150番の1地先 " "	"	"	700
栗木沢	" " " "	"	"	1,800
ガキ沢	" 大字夜間瀬字大沢12377番の1地 " " 字除け12378番の2地先	"	"	800
大 沢	" " 字熟平12376番の1地先 " " 字大沢12377番の1地先	"	"	2,300
源助沢	" 字双ツ小根12831番地先 " " "	"	"	3,100
魚野川	" 大字平穩字岩菅7151番地先 " "	魚野川への 合流点	"	5,500

黄蓮沢	〃 大字夜間瀬字小双紙12375番の1地先 〃	雑魚川への 合流点	〃	2,100
柄沢	〃 字釣ノ峯12373番地先 〃	剣沢への 合流点	〃	1,500
裏笹川	〃 字古屋敷6213番地先 〃	裏笹川への 合流点	〃	1,800
剣沢川	木島平村大字木島字木島山 4979-1番地先	雑魚川への	昭和55年12月27日山ノ 内町告示第29号	2,500
伊沢川	山ノ内町大字寒沢字十二向1951番地先	寒沢字上見王1581 -イ番地先	昭和60年12月16日山ノ 内町告示第37号	700
計19河川			合計	33,600

資料 10-7 湖沼、ため池の現況

湖沼、ため池	所在地	管理者
大沼池	志賀高原	中部電力(株)
丸池	〃	〃
琵琶地	〃	〃
第2発電所貯水池	沓野	〃
第3発電所貯水池	〃	〃
小出屋ため池	上条	小出屋ワイ化組合
円生里ため池	菅	菅区
山の神ため池	菅	菅区
池尻ため池	菅	菅区
寒沢ため池	寒沢	寒沢東区
剣沢ダム	奥志賀高原	山ノ内町
鴨小場ため池	横倉	横倉区

資料 10-8 水防倉庫及び備蓄資機材一覧表

令和3年4月1日現在

(1) 水防倉庫

名 称	位 置	建 築 年	備 考
星川水防倉庫	山ノ内町大字平穩 2895-4	昭和 27 年	
川原 〃	〃 2895-10	昭和 7 年	長野県から譲与
穂波温泉 〃	〃 大字佐野 2610-4	平成 3 年	
戸狩 〃	〃 大字戸狩 339-1	平成 6 年	
四ツ屋 〃	〃 大字平穩 4351-1	昭和 35 年	
宇木 〃	〃 大字夜間瀬 2427-1	昭和 34 年	
横倉 〃	〃 3373-1	昭和 34 年	
中須賀川 〃	〃 8568-6	平成 7 年	
山ノ内消防署	〃 大字平穩 4106-11	平成 25 年	

(2) 備蓄資機材

1	<u>土のう袋</u>	11	<u>鉄線カッター</u>	21	<u>大ハンマー</u>	31	<u>水追い用板</u>
2	<u>ビニールシート</u>	12	<u>シノ</u>	22	<u>杭木 末口 9 cm</u>	32	<u>救命胴衣</u>
3	<u>蛇籠 # 8</u>	13	<u>鎌</u>	23	<u>鉄杭</u>	33	<u>一輪車</u>
4	<u>鉄線</u>	14	<u>斧</u>	24	<u>発電機</u>	34	<u>木材</u>
5	<u>荒縄</u>	15	<u>鋸</u>	25	<u>投光器</u>	35	<u>ジョレン</u>
6	<u>トラロープ</u>	16	<u>掛矢</u>	26	<u>電工ドラム</u>	36	<u>竹棒</u>
7	<u>救助ロープ</u>	17	<u>両ツルハシ</u>	27	<u>チェーンソー</u>	37	<u>ラピットワップ (水土のう)</u>
8	<u>スリングロープ</u>	18	<u>片ツルハシ</u>	28	<u>カナヅチ</u>		
9	<u>ナイロンロープ</u>	19	<u>剣先スコップ</u>	29	<u>ザル</u>		
10	<u>ペンチ</u>	20	<u>角スコップ</u>	30	<u>板鍬・備中鍬</u>		

資料 10-9 水防上重要な水門の操作

河川名	名称	所在地	管理者	操作担当者	操作基準
角間川	角間川 えん堤	大字平穩字池の平 (サンバレー上)	中部電力(株)	長野水力セン ター技術課	管理規定によ る
夜間瀬川	夜間瀬川 えん堤	大字平穩字志賀 (ジャイアント)	中部電力(株)	長野水力セン ター技術課	管理規定によ る
角間川	平穩第三 えん堤	大字平穩字上川原 (沓野)	中部電力(株)	長野水力セン ター技術課	管理規定によ る
中津川	渋沢ダム	大字平穩字岩菅 (岩菅山東側栄村境)	東京電力リニュー アブルパワー(株)	東京電力リニュー アブルパワー(株) 信濃川事業所	渋沢ダム 操作規程
横湯川	渋用水	旧山彦旅館前	渋・横湯組	消防団 渋部長	定量を越水 手動閉鎖
〃	湯田中用水	安代 旧湯田中グランド ホテル前	湯田中区	消防団 湯田中部長	〃
〃	星川用水	星川橋上	星川連協	消防団 星川部長	〃
夜間瀬川	上条用水	信金山ノ内支店前	上条水利組合	組合長	〃
〃	本郷堰	四ツ屋池田自動車前	夜間瀬本郷区	区長	〃
角間川	北原新堰	中部電力第2発電所前	佐野区	〃	〃
〃	横堰	第1取入角間橋上	〃	〃	〃
〃	〃	第2取入湯ノ原詰所上	〃	〃	〃
〃	穂波温泉用水	ホテルおもだか上	穂波温泉区	消防団 穂波温泉部長	〃

災害の記録

資料 11-1 山ノ内町の災害記録

発生年月日	災害状況	被害状況
昭和25年8月5日 豪雨	豪雨160ミリを超え、鉄砲水となって夜間瀬川外大洪水となる。角間川堤防が決壊し穂波温泉に流入し、全滅に近い状態となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 死者6人、重傷者15人、軽傷者70人 ・住宅等の被害 家屋全壊26戸、家屋流失54戸、家屋半壊38戸、床上浸水79戸、床下浸水37戸 ・農林関係被害 水田流失12町歩 被害水田埋没19町歩 水田冠水5町歩 畑流失1町歩・畑埋没0.7町歩、畑冠水5町歩 ・土木関係被害 道路決壊県道12か所398m、村道17か所、橋梁流失12、堤防決壊4か所 ・その他の被害 水道配送水管破損2,908m
昭和33年9月18日 大雨（台風21号）	台風21号の影響で夜間瀬川が大増水し、栄橋流失する。また、横湯川、夜間瀬川沿岸をはじめ堤防道路、橋梁を破損する。農作物は取り入れ前にして深刻な打撃を受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係被害 堤防決壊 夜間瀬川3か所 伊沢川8か所 笹川16か所 倉下川42か所 白沢川4か所
昭和34年8月13日 暴風雨（台風7号）	13日夜半から14日にかけて台風7号襲来、暴風雨となり風・水害を起こした。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の被害 家屋流失4戸 家屋全壊3戸 家屋半壊3戸 ・その他不明

発生年月日	災害状況	被害状況															
	<p>降雨量丸池359ミリ、最大風速45メートル、横湯川、夜間瀬川の沿岸町内各河川氾濫する。</p> <p>また、栄橋全部流失し四ツ屋地籍の堤防が350m決壊して、家屋、田畑が流失する。</p>																
<p>昭和56年 1月～3月 豪雪</p>	<p>1月から2月にかけて降り続いた雪は近年まれにみる豪雪となり、家屋の損壊、農業施設等へ被害をもたらした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の被害 一部破損15戸 ・自然歩道被害 4か所被害額11,100千円 ・農林関係 農作物被害面積 443ha 農作物被害92,940千円 															
<p>昭和56年8月22日 ～23日 大雨（台風15号）</p>	<p>台風15号の北上に伴い8月22日の未明から暴風雨となり、各地で河川の氾濫で農作物等に大きな被害をもたらした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 死者 1人 ・被害総額 4,252,840千円 <p>内訳</p> <table border="1" data-bbox="791 1149 1374 1906"> <thead> <tr> <th data-bbox="791 1149 887 1200">区分</th> <th data-bbox="887 1149 1050 1200">被害額</th> <th data-bbox="1050 1149 1374 1200">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="791 1200 887 1391">住宅関係</td> <td data-bbox="887 1200 1050 1391">千円 39,430</td> <td data-bbox="1050 1200 1374 1391">全壊3戸 半壊15戸 床上浸水104戸 床下浸水156戸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="791 1391 887 1518">土木関係</td> <td data-bbox="887 1391 1050 1518">2,821,060</td> <td data-bbox="1050 1391 1374 1518">道路決壊77か所 橋梁、河川損壊174か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="791 1518 887 1765">農林関係</td> <td data-bbox="887 1518 1050 1765">934,650</td> <td data-bbox="1050 1518 1374 1765">農作物被害504t 樹体被害5ha 農地関係被害269か所 林道、治山被害 325か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="791 1765 887 1906">その他</td> <td data-bbox="887 1765 1050 1906">457,700</td> <td data-bbox="1050 1765 1374 1906">観光施設等45,255万円 公共施設 515万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害額	内容	住宅関係	千円 39,430	全壊3戸 半壊15戸 床上浸水104戸 床下浸水156戸	土木関係	2,821,060	道路決壊77か所 橋梁、河川損壊174か所	農林関係	934,650	農作物被害504t 樹体被害5ha 農地関係被害269か所 林道、治山被害 325か所	その他	457,700	観光施設等45,255万円 公共施設 515万円
区分	被害額	内容															
住宅関係	千円 39,430	全壊3戸 半壊15戸 床上浸水104戸 床下浸水156戸															
土木関係	2,821,060	道路決壊77か所 橋梁、河川損壊174か所															
農林関係	934,650	農作物被害504t 樹体被害5ha 農地関係被害269か所 林道、治山被害 325か所															
その他	457,700	観光施設等45,255万円 公共施設 515万円															

発生年月日	災害状況	被害状況																					
昭和57年8月1日 ～2日 暴風雨(台風10号)	8月1日から2日にかけて台風10号の接近により暴風雨となり、家屋、農作物へ大きな被害をもたらした。	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 重傷 1人 ・被害総額 3,630,528千円 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">住宅 関係</td> <td rowspan="5">千円 96,044</td> <td>全壊 28戸</td> </tr> <tr> <td>半壊 8戸</td> </tr> <tr> <td>床上浸水 2棟</td> </tr> <tr> <td>床下浸水 13棟</td> </tr> <tr> <td>一部破損等 250棟</td> </tr> <tr> <td>土木 関係</td> <td>608,720</td> <td>道路損壊、河川損壊92か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林 関係</td> <td rowspan="3">2,430,229</td> <td>農作物被害 555ha</td> </tr> <tr> <td>農地等 32か所</td> </tr> <tr> <td>林道等 55か所</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>495,535</td> <td>観光施設 137か所 公共施設等 12,372千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害額	内容	住宅 関係	千円 96,044	全壊 28戸	半壊 8戸	床上浸水 2棟	床下浸水 13棟	一部破損等 250棟	土木 関係	608,720	道路損壊、河川損壊92か所	農林 関係	2,430,229	農作物被害 555ha	農地等 32か所	林道等 55か所	その 他	495,535	観光施設 137か所 公共施設等 12,372千円
区分	被害額	内容																					
住宅 関係	千円 96,044	全壊 28戸																					
		半壊 8戸																					
		床上浸水 2棟																					
		床下浸水 13棟																					
		一部破損等 250棟																					
土木 関係	608,720	道路損壊、河川損壊92か所																					
農林 関係	2,430,229	農作物被害 555ha																					
		農地等 32か所																					
		林道等 55か所																					
その 他	495,535	観光施設 137か所 公共施設等 12,372千円																					
昭和57年9月12日 大雨(台風18号)	台風18号と本土北部に停滞していた秋雨前線による長雨とが重なり大雨となり家屋、農作物等へ大きな被害をもたらした。11日から12日にかけて消防署で降雨量159ミリに達した。	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 軽傷2人 ・被害総額 371,364千円 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅 関係</td> <td>千円 4</td> <td>床下浸水 10棟</td> </tr> <tr> <td>土木 関係</td> <td>207,950</td> <td>道路損壊 29か所 橋梁、河川 55か所</td> </tr> <tr> <td>農林 関係</td> <td>148,260</td> <td>農作物、農地等</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>15,150</td> <td>商工関係 15,000千円 公共施設 150千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害額	内容	住宅 関係	千円 4	床下浸水 10棟	土木 関係	207,950	道路損壊 29か所 橋梁、河川 55か所	農林 関係	148,260	農作物、農地等	その 他	15,150	商工関係 15,000千円 公共施設 150千円						
区分	被害額	内容																					
住宅 関係	千円 4	床下浸水 10棟																					
土木 関係	207,950	道路損壊 29か所 橋梁、河川 55か所																					
農林 関係	148,260	農作物、農地等																					
その 他	15,150	商工関係 15,000千円 公共施設 150千円																					

発生年月日	災害状況	被害状況																						
昭和59年 1月～3月 豪雪	2月から降り続いた雪は2月10日に乗廻観測所で270cmに達し災害救助法が適用され各地で除排雪等の必要が生じ除雪作業中の負傷者がでたり、また農業関係に被害を受けた。	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 重傷2人 軽傷3人 ・被害総額 296,246千円 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住宅 関係</td> <td rowspan="3">千円 13,500</td> <td>床下浸水 3戸</td> </tr> <tr> <td>床上浸水 5戸</td> </tr> <tr> <td>倒壊 2棟</td> </tr> <tr> <td>農林 関係</td> <td>188,600</td> <td>農作物 561ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>94,146</td> <td>公共関係等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害額	内容	住宅 関係	千円 13,500	床下浸水 3戸	床上浸水 5戸	倒壊 2棟	農林 関係	188,600	農作物 561ha	その他	94,146	公共関係等								
区分	被害額	内容																						
住宅 関係	千円 13,500	床下浸水 3戸																						
		床上浸水 5戸																						
		倒壊 2棟																						
農林 関係	188,600	農作物 561ha																						
その他	94,146	公共関係等																						
昭和61年9月3日 集中豪雨（台風15号）	9月3日早朝から昼頃にかけて、局地的な豪雨となり中小河川の決壊・氾濫、住家の床上・床下浸水等被害は広範囲に及んだ。 降雨量 笠岳・・・242mm 消防署・・・179mm	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 なし ・被害総額 1,743,571千円 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">住宅 関係</td> <td rowspan="4">千円 13,090</td> <td>床上浸水 35戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水 102戸</td> </tr> <tr> <td>床上浸水 13棟</td> </tr> <tr> <td>床下浸水 47棟</td> </tr> <tr> <td>土木 関係</td> <td>1,295,100</td> <td>道路損壊、河川決壊等 129か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林 関係</td> <td rowspan="3">373,051</td> <td>農作物被害 1.06ha</td> </tr> <tr> <td>農適等 128か所</td> </tr> <tr> <td>林道等 88か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td rowspan="3">62,330</td> <td>観光施設 22か所</td> </tr> <tr> <td>水道施設 16か所</td> </tr> <tr> <td>公共施設 25か所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害額	内容	住宅 関係	千円 13,090	床上浸水 35戸	床下浸水 102戸	床上浸水 13棟	床下浸水 47棟	土木 関係	1,295,100	道路損壊、河川決壊等 129か所	農林 関係	373,051	農作物被害 1.06ha	農適等 128か所	林道等 88か所	その他	62,330	観光施設 22か所	水道施設 16か所	公共施設 25か所
区分	被害額	内容																						
住宅 関係	千円 13,090	床上浸水 35戸																						
		床下浸水 102戸																						
		床上浸水 13棟																						
		床下浸水 47棟																						
土木 関係	1,295,100	道路損壊、河川決壊等 129か所																						
農林 関係	373,051	農作物被害 1.06ha																						
		農適等 128か所																						
		林道等 88か所																						
その他	62,330	観光施設 22か所																						
		水道施設 16か所																						
		公共施設 25か所																						

発生年月日	災害状況	被害状況
平成6年9月27日 大雨（台風26号）	台風26号がもたらした大雨により、各地で土砂崩落等の被害が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係被害額 6,088千円 ・ 土木関係被害額 27,162千円
平成7年7月 大雨	7月8日から11日にかけて降り続いた雨により、各地で被害が発生した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係被害額 4,052千円 ・ 土木関係被害額 6,088千円
平成10年9月22日 強風（台風7号）	9月22日夕刻から強風により果樹の落下を中心とした農作物被害、また道路、施設等にも大きな被害をもたらした	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係被害額 941,303千円 ・ 土木関係被害額 14,918千円 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> 民生施設等 2,552千円 学校施設等 1,522千円 観光施設等 6,389千円
平成12年4月22日 土砂災害	志賀高原発哺地区において融雪水等が多量に発生して不透水層に滞留し、地盤が緩んだために土砂崩落が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住家等の被害 <ul style="list-style-type: none"> ホテル石積一部崩落 1件 ・ 土木関係被害額 27,878千円 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ロープウェイ支柱一部露出 1件
平成15年4月9日 土砂災害	地獄谷地区において融雪水等が多量に発生し、地盤が緩んだために土砂崩落が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木関係 <ul style="list-style-type: none"> 地すべり・土砂崩落 1件
平成17年12月～平成18年3月 豪雪	12月から2月までに降った大雪は、積雪量が2mに達し、各地で深刻な被害が発生した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害 <ul style="list-style-type: none"> 雪を起因とする転倒・転落等 12件 ・ 農業関係被害 202,445千円
平成22年2月6日 雪崩	短時間での大量の降雪により志賀高原前山スキー場にて雪崩が発生し、ホテル及び通行車両等に被害が発生した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害 軽傷者 2人 ・ 住家等の被害 <ul style="list-style-type: none"> ホテルの一部損壊 1件 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> 車両の損壊等
令和元年10月12	笠岳雨量観測所雨量極	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害 なし

<p>日 令和元年東日本台 風 笠 岳329.5mm(48h)</p>	<p>値を更新。激甚災害指 定・特定非常災害指 定・大規模災害復興法 の非常災害定・災害救 助法適応 笠 岳・・・329.5mm</p>	<p>・住家被害 なし ・土石流発生 横湯川 ・緊急指定避難場所 138世帯276人</p>
---	--	--

資料 11-2 台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速（10分間平均）を

もとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は「強風域（風速15m/s以上の強い風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲）」の半径で、「強さ」は「最大風速」で区分しています。

さらに、強風域の内側で風速25m/s以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲を暴風域と呼びます。

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s(64ノット)以上～44m/s (85ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85ノット) 以上～54m/s (105ノット) 未満
猛烈な	54m/s (105ノット) 以上

大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

台風に関する情報の中では台風の大きさと強さを組み合わせて、「大型で強い台風」のように呼びます。ただし、強風域の半径が500km未満の場合には大きさを表現せず、最大風速が33m/s未満の場合には強さを表現しません。例えば「強い台風」と発表している場合、その台風は、強風域の半径が500km未満で、中心付近の最大風速は33～43m/sで暴風域を伴っていることを表します。

資料11-3 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

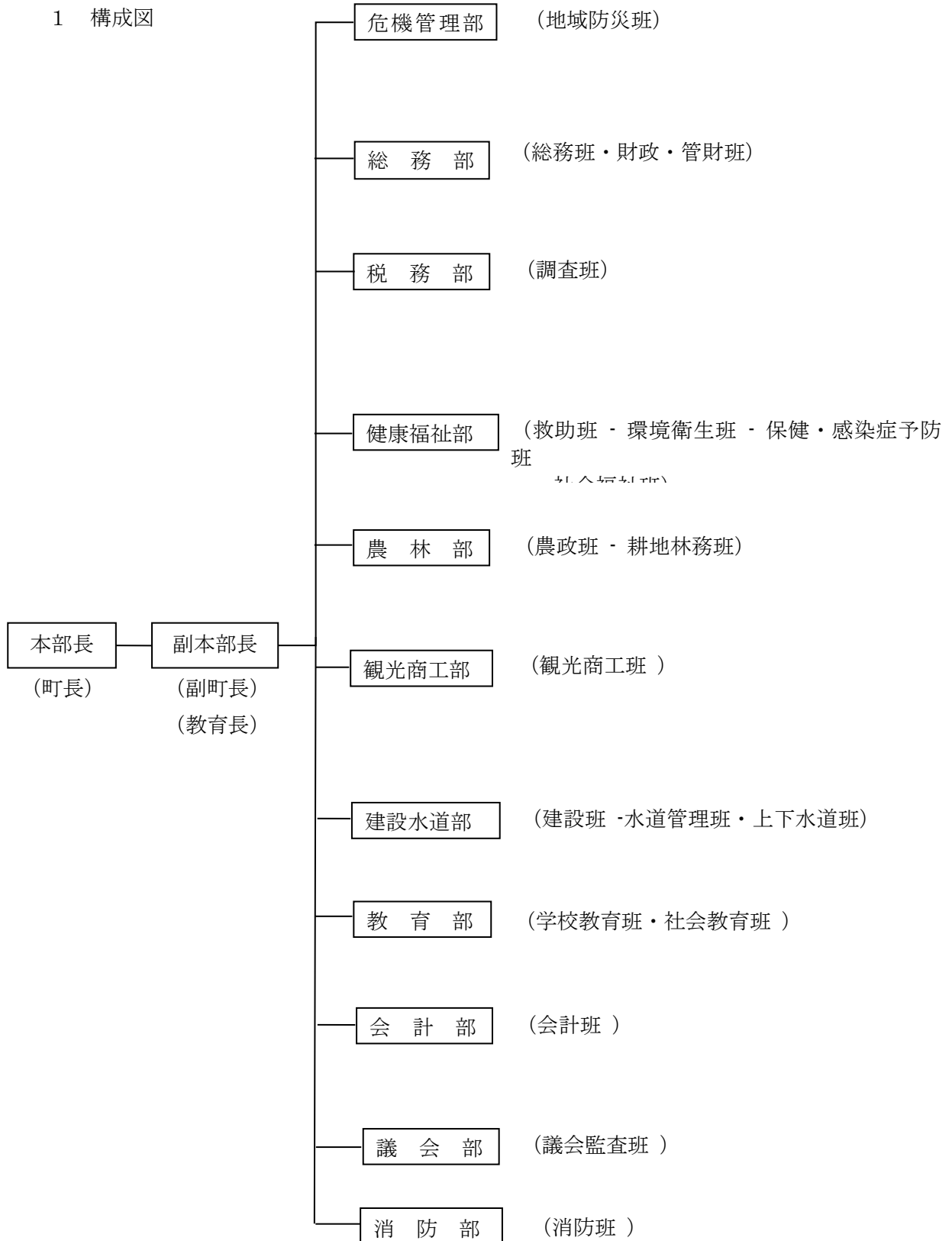
<p>長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

その他

資料 12-1 災害対策本部の編成及び事務分掌

1 構成図



2 災害対策本部の事務分掌

部の名称 (部長・部付)	班の名称 (班長・班付)	分掌事務
危機管理部 (危機管理課長) 部付 (総務課長)	地域防災班 (危機管理係長) 班付 (庶務文書係長) (移住交流推進係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の運営、総合企画、連絡調整に関する事。 2 関係機関・団体等に対する協力及び応援要請並びに受援時の運用調整に関する事。 3 自衛隊の派遣要請に関する事。 4 気象観測、予警報等の収集伝達に関する事。 5 災害情報収集及び被害状況の取まとめ並びに関係機関への報告に関する事。 6 防災会議との連絡に関する事。 7 災害時の記録に関する事。 8 防災行政無線（戸別受信機、防災情報メールを含む。）に関する事。（住民への広報を除く。） 9 緊急通行車両の確認申出に関する事。 10 渉外（報道対応含む。）に関する事。 11 消防・水防機関との連絡調整に関する事。 12 災害予防の啓発に関する事。 13 住民等の避難指示等に関する事。
総務部 (総務課長)	総務班 (庶務文書係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び派遣・応援に関する事。 2 公務災害に関する事。 3 災害の記録に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。
	財政・管財班 (財政係長) 班付 (企画係長) (管財・有線係長) (公社・地域振興係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の予算措置等に関する事。 2 災害応急物品資材の購入に関する事。 3 住民等への広報に関する事。 4 町有財産・造営物の被害調査及び応急対策に関する事。（行政財産は各主管の部が担当する）
税務部 (税務課長)	調査班 (課税係長) 班付 (収納係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人の被害調査に関する事。 2 住家（住宅・非住宅）の被害調査に関する事。 3 税の措置に関する事。 4 本部長の命ずる応急対策に関する事。

本部員(部長)	班名(班長)	分掌事務
健康福祉部 (健康福祉課長)	救助班 (福祉係長) 班付 (子ども支援係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 炊き出しその他による救援食料及び生活必需品の供給に関すること。 3 災害義援金・見舞金に関すること。 4 罹災者の指導、収容に関すること。 5 保育園児の避難に関すること。 6 保育園施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	環境衛生班 (住民環境係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃及びし尿処理に関すること。 2 公害監視及びその他応急対策に関すること。 3 交通安全協会との連絡調整に関すること。 4 遺体の処理、埋葬に関すること。
	保健・感染症予防班 (健康づくり支援係長) 班付 (医療保険係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療関係者の動員配置に関すること。 2 感染症予防活動及び食品衛生に関すること。 3 医薬品・衛生材料の供給に関すること。 4 負傷者の収容及び救護に関すること。 5 医療施設の被害調査に関すること。
	社会福祉班 (介護支援係長) 班付 (介護保険係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 3 ボランティアの受入、配置調整及びニーズ調査に関すること。
農林部 (農林課長)	農政班 (農業振興係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員及び農協との連絡調整に関すること。 2 農作物等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 農畜産物及び共同施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 農業共済の共済対策及び農業技術に関すること。 5 畜産衛生に関すること。
	耕地林務班 (耕地林務係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地・農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 林道・林地及び治山施設等の被害調査並びに応急対策に関すること。 3 木材の調達に関すること。

本部員(部長)	班名(班長)	分掌事務
観光商工部 (観光商工課長)	観光商工班 (観光商工係長) 班付 (ユネスコエコパーク推進室長補佐) (インバウンド推進係長) (観光施設係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業の被害調査及び応急対策に関すること。 2 企業資金・融資の応急対策に関すること。 3 観光・商工業用施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 観光客の安全に関すること。
建設水道部 (建設水道課長)	建設班 (建設係長) 班付 (計画監理係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設及び砂防施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 河川・道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 応急対策資材・機械等の調達、確保に関すること。 4 地滑り等急傾斜地の被害調査及び応急対策に関すること。 5 応急住宅の建設に関すること。 6 住宅の応急修理に関すること。 7 障害物除去及び緊急輸送に関すること。
	水道管理班 (水道管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
	上下水道班 (上水道係長) 班付 (下水道係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査に関すること。 2 水道施設の災害対策、緊急措置及び復旧に関すること。 3 飲料水の確保及び供給対策に関すること。 4 配水施設の貯水量計測及び保安確保に関すること。 5 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。
1 会計部 (会計管理者)	会計班 (会計係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急費用等の出納に関すること。 2 応急災害物品及び救助物資の調達に関すること。 3 各部の応援に関すること。
議会部 (議会事務局長)	議会監査班 (議事係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。 2 監査委員との連絡調整に関すること。
教育部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。

(教育次長)	(学校教育係長) 班付 (給食センター所 長)	ること。 2 被災児童生徒の応急教育対策及び教材、学校用品等の交付に関すること。 3 学校内の災害対策に関すること。 4 児童生徒の避難に関すること。
	社会教育班 (生涯学習係長) 班付 (スポーツ係長) (中央公民館長補 佐) (人権政策係長)	1 社会教育及び社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 3 人権侵害に関すること。
消防部 (消防課長)	消防班 (消防係長)	1 消防団との連携調整に関すること。 2 岳南広域消防本部との連絡調整に関すること。 3 危険物施設の安全対策に関すること。 4 火災警戒区域の設定に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。

※ 班員となる職員は、班長及び班付が所属の職員のうちから指名する。
各班が事務を推進する場合、他の班と関連する事項があるときは、それぞれ協議して実施する。

4 災害対策本部等の標札

(1) 本部

山
ノ
内
町
○
○
災
害
対
策
本
部

(2) 現地本部

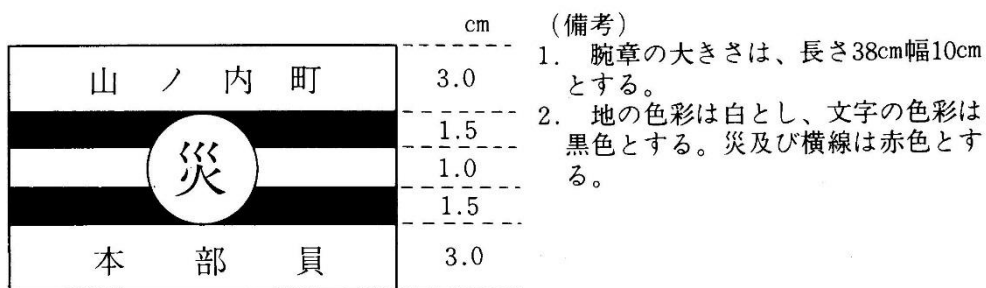
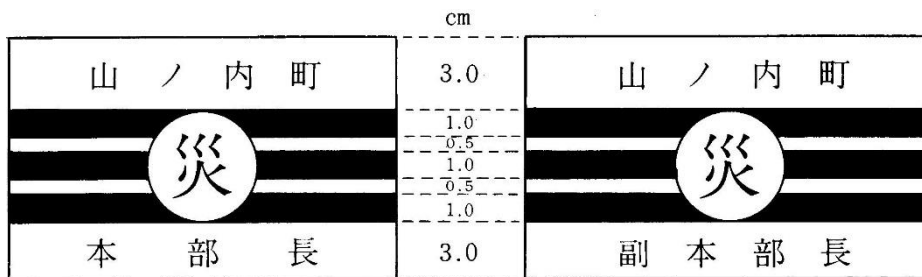
山
ノ
内
町
○
○
災
害
対
策
現
地
本
部

(備考)

- 1 標札の大きさは適宜とする。
- 2 ○○欄は、異常気象名・災害名とする。

5 本部長等の腕章等

山ノ内町災害対策本部職員腕章



資料 12-2

山ノ内町防災会議条例

制 定 昭和 38 年 3 月 22 日

条例第 11 号

改 正 平成 7 年 9 月 25

日条例第 25 号

平成 12 年 3 月 28 日

条例第 11 号

平成 30 年 3 月 20 日

条例第 4 号

令和 2 年 12 月 15 日

条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、山ノ内町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山ノ内町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 山ノ内町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 2 条第 6 項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に、事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防署長及び消防団長
 - (6) その他本会事務推進に必要な者から町長が任命する者

- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は長野県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年9月25日条例第25号)

この条例は、平成7年12月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 山ノ内町水防協議会条例(昭和56年山ノ内町条例第3号)は、廃止する。

附 則 (平成30年3月20日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月15日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 12-3

山ノ内町防災会議運営規程

災訓令第 1 号	制 定 昭和 52 年 8 月 4 日防
令第 49 号	改 正 平成 19 年 6 月 29 日訓
訓令第 54 号	平成 19 年 10 月 26 日
令第 3 号	平成 29 年 3 月 2 日訓
令第 7 号	令和 2 年 6 月 10 日訓
令第 5 号	令和 2 年 12 月 15 日訓

(目的)

第 1 条 この規程は、山ノ内町防災会議条例（昭和 38 年山ノ内町条例第 11 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき山ノ内町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議は会長が招集し、議長となる。

2 会長に事故があるときは、副町長の職務にある委員が代理する。

3 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

4 防災会議の招集は、開会の日前 3 日までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りでない。

(委員)

第 3 条 条例第 3 条第 5 項各号に定める町長が任命する委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(防災会議の委員による処理)

第 4 条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(専門委員)

第 5 条 専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、危機管理室が行う。

附 則

この規程は、昭和52年8月4日から施行する。

附 則（平成19年6月29日訓令第49号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年10月26日訓令第54号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成29年3月2日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月10日訓令第7号）

この訓令は、令和2年6月10日から施行する。

附 則（令和2年12月15日訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

第1号委員	北信地域振興局長 北信建設事務所長 北信保健福祉事務所長
第2号委員	中野警察署警備課長 山ノ内町交番所長
第3号委員	山ノ内町副町長 町長の事務部局 課長等、会計管理者 議会の事務部局 事務局長 教育委員会の事務部局 教育次長
第4号委員	山ノ内町教育長
第5号委員	山ノ内町消防団長

第 6 号委員	陸上自衛隊第 13 普通科連隊第 3 中隊長 日本郵便株式会社須坂郵便局長 東日本電信電話株式会社長野支店長野災害対策室長 北信森林管理署長 ながの農業協同組合志賀高原地区担当理事 長野電鉄株式会社湯田中駅務長 長電バス株式会社湯田中営業所長 中部電力パワーグリッド株式会社長野支社飯山営業所長 建設業山ノ内会長 山ノ内町区長会長 山ノ内町衛生自治会長 日赤長野県支部山ノ内町分区長 自主防災アドバイザー
---------	--

資料 12-4

山ノ内町防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

制 定 昭和 52 年 8 月 4 日防災訓令第 2 号

山ノ内町防災会議運営規程第 4 条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 山ノ内町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
(法第 16 条条令第 2 条)
- 2 山ノ内町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係機関相互の連絡調整に関すること。(法第 16 条)
- 3 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供及び意見の開陳、その他必要な協力を求めること。(法第 21 条)

資料12-5

山ノ内町災害対策本部条例

制 定 昭和38年 3 月22

日条例第12号

改 正 平成30年 3 月20

日条例第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、山ノ内町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を管理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

山ノ内町地域防災計画

平成 26 年 3 月発行

令和 2 年 6 月改訂

令和 3 年 11 月改訂

編集発行 山ノ内町防災会議

事務局 山ノ内町危機管理課

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 3352-1

電話 0269-33-3115